

模擬国連研究雑誌

# 模擬国連の探求

2024 年度 第 2 号

関西大会・九州サマーセッション編

発行：日本模擬国連代表部

## 利用に関する注意事項

本誌のうち、目次に挙げる各章の著作権は各章それぞれの寄稿者に属し、特に章の冒頭で氏名あるいは団体名を示している場合はその者あるいは団体が著作権者となる。その他の箇所の著作権並びに編集著作権は、日本模擬国連に属する。

なお、本誌掲載の寄稿に示された見解は寄稿者個人のものであり、日本模擬国連代表部あるいは日本模擬国連の見解を代表するものではない。

本誌の自由な配布、閲覧を認める。ただし、営利利用、無断転載はこれを認めない。

本誌の利用についてご質問がある場合は、編集を担当する日本模擬国連代表部研究までご連絡ください。

連絡先：research.dept.jmun@gmail.com

## はしがき

模擬国連は議論、交渉をはじめとした多くの能力を必要とする活動である。模擬国連の能力を十分に習得するためには経験の積み重ねが重要となるため、それらの能力は基本的には模擬国連の実践の中で鍛えられる。しかし、模擬国連の実践たる模擬国連会議のほとんどは、文章として記録に残されることなく、ただ参加者の記憶に保存され、各々個人の反省に活かされるに過ぎない。また、各々個人の反省の結果として各々が行った数多の考察についても、共有を行う場が十分ではないと言わざるを得ない。そのため、模擬国連の実践について考察しようにも、自身の経験という限界が存在してしまうことになる。

文章として模擬国連会議とそれに関する考察を記録に残すことは、模擬国連に関する考察の幅を広げ上記の限界を克服するための材料となるだけでなく、それ自体、模擬国連の実践をどのように具体化するかという作業を通じた、模擬国連とは何かという探求となるだろう。以上の考えから、日本模擬国連会員有志により『模擬国連の探求』は始められた。この度日本模擬国連は上記の趣旨に賛意を示し、『模擬国連の探求』をより広範かつ包括的な模擬国連に関する会員の探求のプラットフォームとすることを決意し、その編集と発行を引き継いで行うこととなった。

本誌が、模擬国連の探求と発展の礎となることを願ってやまない。

## 目次

模擬国連の軌跡.....	4
第 24 回関西大会『核兵器の不拡散に関する条約の起草』 .....	5
第 24 回関西大会『イェルサレム首都宣言』 .....	10
第 24 回関西大会『武器貿易条約』 .....	12
第 24 回関西大会『コソボ情勢』 .....	17
第 24 回関西大会『平和維持活動の問題全体に関するあらゆる側面からの包括的な再 検討』 .....	27
第 24 回関西大会『欧州連合条約および欧州共同体設立条約を修正するリスボン条約』 .....	31
第 24 回関西大会『文化の多様性に関する世界宣言会議』 .....	44
第 30 回九州サマーセッション『国際刑事裁判所ローマ規程の検討』 .....	48
名誉ある諸会員による寄稿 .....	55
議題研究：保護する責任 .....	56

### \*おことわり

今号では第 24 回模擬国連会議関西大会を「第 24 回関西大会」、第 30 回模擬国連会議九州サマーセッションを「第 30 回九州サマーセッション」と省略して表記しています。

## 模擬国連の軌跡

『模擬国連の軌跡』では、各時期に日本模擬国連その他で開催された模擬国連会議の記録を掲載する。

## 第 24 回関西大会『核兵器の不拡散に関する条約の起草』

会議監督：岩切龍太

### 1. 会議概要・目的

当会議では、核兵器の不拡散に関する条約、通称 NPT の起草に関わる議論を模擬しました。議場は 1967 年~68 年の 18 ヶ国軍縮委員会で、条約の起草にかかるいくつかの争点の中から、核兵器国の核軍縮義務、締約国の原子力の平和利用、非核兵器国の安全の保証の問題を取り上げました。米ソ主導で条約案の作成が進む中、非核兵器国が自らの立場を訴えて条約構造の変革を要求する構図となりました。

本会議では、議題の面白さもさることながら、コンセプトの魅力を一番に伝えてきました。NPT 会議のコンセプトは「論理ある外交」で、参加者が論理的かつ建設的な議論の積み重ねを通して、一つの合意を形成していくような会議を目指していました。この目標を実現するために、デリの皆さんに以下に述べる 3 つのことを意識してもらおうようお願いしていました。

一つ目に、「自分の言葉で相手の説得を試みること」です。論理的かつ建設的な議論を達成するためには、参加者の一人一人が自分の言葉で論理的に他者を説得しようとする姿勢を持たなくてはなりません。デリの皆さんには、会議準備の段階から、「前提となる考えや価値観が異なる他国の大使を説得するには、どのような立論の仕方があるだろうか」という点についてじっくり考えてもらいました。

二つ目に、「相手の言葉に耳を傾けること」です。いかに論理的な主張ができていたとしても、相手の立場を踏まえた立論でなくては、他国に対しての説得力は生まれません。他国との「対話」を実現するためには、自分の言葉を発するだけでなく、相手の主張の内容によく耳を傾け、その主旨を理解することが肝要です。会議のあらゆる段階において、他者理解と他者の主張に立脚した議論の展開を参加者に求めています。

最後に、「会議の帰結をイメージすること」です。模擬国連はディベートではありませんから、議論を積み重ねた結果として、双方の「落としどころ」を探っていくのではなく、各国大使の間で活発な議論が展開されたとしても、それは今回のコンセプトに照らせば道半ばに過ぎません。それは、模擬国連という活動の根幹にあるのはあくまで「合意形成」であり、論理的・建設的な議論というものもそれを達成するための一つの手段に過ぎないとする私たちの考えを反映しているように思います。

ですから、この会議では、参加者に、「良い議論」の実現を目指すだけでなく、それまで積み上げてきた議論を自国益の達成、あるいは全体の合意形成のためにどのように活用すれば良いのかを考えてもらいました。そのために、これまでの議論を踏まえて、会議の「落としどころ」をどのように設定するのかを意識してもらおうようにしたのです。我々が最後に参加者に求めたのは、このような会議の帰結を踏まえた戦略的な議論運びの意識でした。

## 2. 会議の経過・成果文書について

当会議では、インフォーマルとコーカスを中心としたオーソドックスな会議設計を採用しました。会議全体に占める割合は、インフォーマルが6割、コーカスが4割ほどでした。なお、事前交渉・事前会合は行わず、フロントが指定した論点 TT 案をもとに会議を行いました。

### 1日目

#### ○ロビイング

一日目の冒頭で1時間のロビイングを行いました。核兵器国、非同盟諸国、東欧諸国、途上国、メキシコ・カナダ・日本などの中間国といった陣営にそれぞれ分かれ、交渉を行いました。お互いの文言案のすり合わせや、インフォーマルでの議論方針、文言交渉の方針などについて話し合っていた国が多かった印象です。米英ソ三か国が、早い段階から議論戦略、交渉戦略を固め、他陣営より一歩早く足並みを揃えていたことが、その後の会議の経過に少くない影響を与えました。

#### ○インフォーマル/大論点1

「本条約において、核軍縮措置およびその交渉に関していかなる義務を設けるべきか」という論点のもと、議論を行いました。各国の主張は、インド・スウェーデンなどの「即時の軍拡停止・軍縮措置の履行」を求めるグループと、メキシコ・カナダなどの「軍備管理・軍縮措置に関する交渉の義務」を求めるグループ、ユーゴスラビアなどの「軍備管理・軍縮措置に関して交渉し、合意に至る義務」を求めるグループに分れました。米英ソの三か国はこの論点に関して主張を行わず、質問・懸念フェーズで核軍縮に関する自らの見解を述べる戦略をとりました。

主に、「本条約に核軍縮義務を盛り込むべきか？その法的根拠はいかなるものか？」という争点と、「各国の提案する内容が、現実の軍縮プロセスの難しさという観点からどのように評価されるか？」「各国の提案する内容が、核廃絶に対する実効性の観点からどのように評価されるか？」という争点を中心に議論が行われました。

### 2日目

#### ○インフォーマル/大論点2

「本条約において、締約国の原子力平和利用に関してどのような規定を設けるべきか」という論点のもと、議論を行いました。主に、「核供給国は、非核兵器国に原子力関連の原料・技術・施設を供与する義務を負うべきか」という争点を中心に、議論が展開されました。ナイジェリア・メキシコ・エチオピアなどの途上国・非同盟諸国が「核供給国は供与義務を負うべき」とする立場主一方一方、N3・カナダ・スウェーデンなどの核供給国側が「供与義務」グループの主張に否定的な立場を示す構図となりました。

質問および懸念フェーズでは、主に「本条約において供与義務を盛り込む必要性・正当性はあるのか」「核技術の移転を行った場合の核拡散のリスクをどのように評価するか」という争点をめぐって、激しい論争が繰り広げられました。

#### ○インフォーマル/大論点3

「締約国である非核兵器国の安全を保証するために、どのような措置が講じられるべきか」という論点のもと、議論を行いました。非核兵器国の多くが、核兵器国がNPT締約国である非核兵器国に対して、核攻撃およびその威嚇を行わないことを約束する消極的安全保証(NSAs)を主張したのに対し、主に核兵器国がNSAsの供与に否定的な立場を示していました。

大論点1、大論点2の議論に多くの時間を割いたため、大論点3に関しては十分に議論が尽くされませんでした。主に、NSAと核兵器国の自衛の権利の関係に関して、どのように整合性をとるかで議論が行われました。

#### ○コーカス

2日目の夕方からコーカスに移行し、カナダ大使のリーダーシップで、各陣営で文言をすり合わせ、シッピングコーカスで全体の交渉に移る方針が共有されました。

主に、インドを中心とする「即時の核軍縮措置」を主張するグループと、メキシコ・カナダなどの「核軍縮交渉義務」を主張するグループ、N3の3つのグループに分かれて交渉が行われました。各陣営内で文言のすり合わせが行われたものの、非核兵器国は文言案がまとまらず、複数案を議場全体に提示する形となりました。また、N3の間でも今後の交渉方針をめぐって長時間議論が行われ、全体として交渉が停滞していた印象を受けました。

### 3日目

#### ○コーカス

3日目の冒頭で10分間のインフォーマルが行われ、2日目の交渉の遅れに合わせてタイムテーブルの修正が行われました。コーカスに入ると、米国大使が非核兵器国の文言案にコメントする形で全体交渉がスタートし、インドがインフォーマルでの議論内容をもとに「即時の核軍縮措置」グループの提示する文言をすり合わせるなど、2日目の交渉の遅れを取り戻す動きが徐々に見られるようになりました。

決議案提出の1時間半ほど前に、全体でのシッピングコーカスが行われ、大論点1、大論点2に関して各陣営の文言のすり合わせが行われました。核軍縮義務、原子力の平和利用に関する協力義務の表現をめぐって各国の主張の折り合いがつかない状況が続いていましたが、米国のリーダーシップによって、各国の懸念の解消と文言の最終的な調整が行われました。

### 会議の成果



最終的には米国が決議案を提出し、コンセンサスによって米国案が採択されました。

米国案は、史実の成果文書に比べ、核軍縮義務の規定の強制力が相当に弱まる結果となりました。史実の成果文書では、前文で「核軍縮に向けた意図の宣言」が明記され、「包括的な核実験の禁止に関する条約の締結に向けた交渉への意図の宣言」が想起されていましたが、今回の米国案ではこれらの文言は見受けられず、代わりに「核戦争の回避に向けて各国の核兵器を含めた軍備が国家間の緊張の緩和と信頼の醸成によって縮減していく未来を希望」するとの表現が前文に加われました。

また、第6条では「各締約国は、核軍備拡張競争の停止、核軍縮およびそれを容易にする国家間の緊張と信頼の欠如を解決させる措置、並びに、厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」とされ、核兵器国が漸進的に核軍縮プロセスを進めることを正当化しやすい規定ぶりとなりました。

原子力の平和利用、非核兵器国の安全の保証に関しては、史実の成果文書と比較すると微細な文言の変化があったものの、実質的な内容の変化は見受けられませんでした。

このような結果になった主な理由としては、米国のインフォーマルの議論戦略の質の高さが挙げられます。米国は、インフォーマルの段階から「現に核兵器国間の緊張関係があり、お互いに対する信頼が不足している中で、即時の核軍縮措置の履行を約束することはできない」とする核兵器国の見解を明示的に示しており、コーカスにおいてもそのような主張が十分に説得力のある主張として議場全体に広く受け入れられていました。

### 3. 会議総括・課題

本会議が、今回のコンセプトである「論理ある外交」をどの程度達成できたのかという点で評価したいと思います。前述の通り、本会議では3つのことを参加者に意識してもらいました。一つ目に、「自分の発言で他者を説得してみよう」ということ、二つ目に「他者の発言に耳を傾けよう」ということ、そして最後に「会議の帰結を見据えよう」ということです。

一つ目と二つ目の要素に関しては、おおむね達成されました。それぞれの参加者が、事前の準備を通して自国の主張を論理的に説明しつつ、他者の発言を踏まえ、その内容を理解した上で、適切な応答を提示することを意識できていました。他方で、長時間の議論で疲労感が募るということもあり、発言の内容に一貫性が見られなかったり、自国の主張の正当性を他者に説得的に示すだけの十分な根拠に欠ける発言が見られたりもしました。しかし、会議全体を通して見てみると、新メンの皆さんも含めて、参加者全員がNPT会議が掲げる目標を共有し、他国との「対話」を実現しようとする共通の意識が醸成されていたように思います。特に、旧メンの皆さんの議論への貢献が顕著で、彼らを中心に質の高い議論の応酬が展開されました。

三つ目の要素に関しては、十分に達成することができませんでした。3日間の議論の処々

において、大使間での質の高い議論の「積み重ね」が実現できていましたが、それらの議論の結果を、その後の交渉や、最終的な合意の形成に活かすことができずに終わった大使がほとんどであったように感じます。これは、一つには、会議の最終的な結末に関して具体的なイメージをもって行動できていた大使が見られなかったことに原因が求められるように思います。その場その場の議論には適切に対応できていても、より巨視的・全体的な視点をもって、各論点をどのような方向性に持っていくのか、それらの議論を文言交渉の際にどのように活用・運用していくのかについて具体的にイメージできていた人は少なかった印象でした。そのため、議場全体でも「合意までの道筋」や「インフォーマルでの議論の交渉への活かし方」が十分に共有されないままに、文言交渉が進んでしまったと考えられます。

インフォーマルとコーカスのつながり、より構造的な捉え方で言えば、議論の「積み重ね」あるいは他国との「対話」と合意形成のつながりをどのように実現できるかが、本会議がやり残した課題であるといえます。この課題意識を次の世代が引き継いでいっていただくと願っています。

# 第 24 回関西大会『イェルサレム首都宣言』

会議監督：川西爽登

## 1. 会議概要

当議題は、2017年12月6日にアメリカ合衆国大統領 D.トランプ氏が発令した「イェルサレムをイスラエルの首都と認め、テルアビブにある米国の大使館を当該地域に移転する」大統領令に端を発します。これまで国際社会はイェルサレムの地を帰属未定地として設定し、対話による問題解決の奨励および支援によって、聖地をめぐる紛争を避けてきました。しかし、米国首都宣言により、国際社会が築き上げてきたイスラエルとパレスチナの均衡状態と二国家共存による平和への道が閉ざされる危機が訪れたのです。当議題は、パレスチナを我が同胞と捉える（アラブの大義）アラブ各国が、米国に対して今後の米国との外交関係を模索し、どのような声明を米国に対して発表するかが本筋でした。会議の「緊急外相会合」という特性上、論点はオープンアジェンダ、つまり、論点を大使が自由に設定できる方式を採用しました。

さて、私が当会議を採用した理由は、模擬国連は「現状を変えられる可能性」に満ちていると思うからです。世界には今もなお、様々な紛争が起きています。毎日大勢の人が殺され、飢えや感染症にもがき、終わりが見えない暗闇の道を必死に前に進んでいます。私は模擬国連を3年間行ってきましたが、その机上の空論ともいうべき議論が何に結びついていくか釈然としないままでした。

2023年10月からガザ紛争が始まり、ますます会議を作成する際の煩悶が大きくなって行きました。「私たちはこの世界をより良くするために模擬国連をしている」という目的を再考した結論として、『現状の世界について知り、その世界を変えられた地点を模擬することで、これから先の未来をより良い方向に変える可能性についての視座を与えること』こそが、関西大会という機会で会議を作成する意義だと考えました。それがまさに、「首都宣言」会議だったのです。

## 2. 会議の経過・成果文書について

### 議場構成

まず前提として、本会議の各陣営のスタンスについて触れます。大きく分けて、親米/イスラエルグループ・反米/イスラエルグループ・中道派の三つのグループが存在していました。またそれに加えて、各国家間の関係性が反映された議場構造をしていました。

### 会議の経過

会議は3日間行われ、1日目は、主に議論議論と本議論。2日目は、本議論（インフォーマルとコーカス）、3日目は決議の調整に向けたコーカスが行われました。

議論議論では、どのように会議の基盤を作っていくかについて焦点が当てられました。本議論でより有利な議論を進めるために各陣営が議論方法を提案する中、SG（事務総長）が各議論案の要素を抜き出した案を提出しました。これによって、すべてのグループが不満なく議論を行うための土台が整ったといえます。

本議論では主に以下の2点が議論されました。1点目は「米国首都宣言をどのように評価するか」。2点目は、「米国首都宣言に対して、アラブ世界はどのような対応を取るのか」です。

1点目の議論は公開着席討議の形式で行われ、米国首都宣言が国際法違反であること、甚大な人道被害を起こしうること、アラブ世界が推し進めてきたイスラエル・パレスチナの和平案を破壊しうる行為であることが確認されました。

2点目の議論は、散開の形式で主に議論されました。この形式によって、各国が本音ベースの議論を行うことが可能になりました。この議論の末、「具体的な行動は未定であるが、何かの行動をとるべきである」という方針が確認されました。

決議に向けた交渉では、各国が国益を追い求めた結果、一時膠着状態が続いたものの、交渉終盤では、米国首都宣言によって被害を被ったPLO（パレスチナ解放機構）への歩み寄りが見られました。すべての国がアラブ世界の利益のための交渉へとシフトし、アラブ世界が米国に対する明確な反対を示すことに成功したのです。

議論の成果として提出された決議では、史実よりもより強硬な姿勢で米国首都宣言を非難するとともに、米国の今後の方針次第で具体的な制裁を下すことを突きつける結果となりました。

### 3. 会議総括・課題

一連のプロセスでの反省点は特にない。唯一史実と異なった点があるとすれば、リアリズム性の欠乏です。しかし、これは会議設計において必要不可欠であったため、反省点と捉えていません。

当会議の目的である、歴史のifへの追体験を行わせることと、仮想のリアリズム性の背景設計は、諸刃の刃だったのでしょうか。検討が必要です。

当会議は、現代の情勢を扱ったことにより、現在のガザ紛争についてデリに徹底的に考えさせることができました。それと同時に、戦略性、ゲーム性を両立させることができた点で、「ゲーム」と「模擬国連の現実性」を内包した新たな試みを確立することができました。

会議は、完全な成功に終わりました。

# 第 24 回関西大会『武器貿易条約』

会議監督：日下剛志

## 1. 会議概要・目的

### 会議概要・会議設計

2013 年 3 月 18 日から同月 28 日まで行われた「武器貿易条約に関する最終会議」と称する『武器貿易条約』の採択会議を扱った。

『武器貿易条約』は国際的に、包括的な通常兵器の国際移転を禁止/規制する条約であり、本会議はその採択を目的に設置された最終会議として位置付けられている。簡単に時代背景を解説すると、冷戦終結後、ルワンダや旧ユーゴでの文民の大虐殺、ソ連崩壊後の東欧の混乱、テロ組織の台頭のような中で、通常兵器は国連などの場で「事実上の大量破壊兵器」とも呼ばれた。その不正使用による人的被害や持続可能な開発への悪影響などから、規制のための国際合意が進められてきた。

本会議は、その中でも特に史実において議論が紛糾した以下の三つの論点を採用した。

#### ① 国際人道法のスコープ

武器移転の禁止基準となる戦争犯罪の行為の定義の範囲を議論した。ジュネーブ諸条約共通 3 条や同条約の両追加議定書、ICC ローマ規程など既存の国際人道法の他、慣習国際人道法を含むのかという観点からも議論した。

#### ② 非国家主体への武器移転について

非国家主体への武器移転はいつ、いかなる場合において許可されるのかについて議論した。

#### ③ 輸出評価の仕方について

移転の際、それが不正に利用されていないのか評価を下すのは、輸出国なのか輸入国なのかそれとも第 3 者機関なのか、また移転許可の際に絶対的な基準を用いるのか、それともケースバイケースで主観的な基準を用いるのかについて議論した。

最後に、本会議設計の背景をお話しさせて頂く。設計においては、後述するコンセプトに基づくものでもあるが、比較的自由度が高いながら、議論を積み重ね上げてコアカスでそれを活かせるようなものにした。また、国割も絡めて、様々な帰結に行き着くように論点設計をし、常にどの参加者も各々の模擬国連の楽しさを享受しながら、スリル感溢れる議場で熱意を持って取り組めるように工夫した。

### コンセプト

本会議のコンセプトは”The 3R for your MUN”とさせて頂いた。

3R は、”Recognizing the Enjoyment, Reaffirming the Passion, Respects community”の頭文字を取ったものとなっている。このコンセプトに込めた思いとしては、主に二つある。

一つ目は、「楽しいから、もっと頑張りたいし、頑張った分だけ楽しい」という”Passion”と”Enjoyment”の相互作用を実感して欲しいというものである。ここで、フロント側から模擬国連の楽しさを指定するというよりは、参加者それぞれが自分自身の楽しさを発見し、享受できるものであってほしいと考えていた。

2点目が、模擬観の共有である。模擬国連の全国大会というコミュニティの中で、自分自身の模擬国連の楽しさも、他の参加者の楽しさも両方を味わいながら、様々な視点を得て欲しいというものである。これを実現させるために、会議の他にも、「デリ間相互討論会」や「デリ間交流会」など相互交流の場を設けていた。それらの催事も参加者にとって非常に好評で、コンセプトとしてはある程度達成できたのではないかと考える。

最後に、環境面での3R(Reuse, Reduce, Recycle)が、3つのRの実践により、廃棄物の削減に繋がり、持続可能な環境が実現するのと同様に、本コンセプトに掲げた3つのR全てを実践することで、各々の参加者に持続可能な模擬国連がもたらされることを願い、本コンセプトを採用した。

## 2. 会議の経過・成果文書について

### 会議の経過

#### 1日目

会議初日は、大論点1と大論点2のインフォーマル(モデ)を実施した。大論点1では、1949年ジュネーブ諸条約の共通3条や、ジュネーブ諸条約両追加議定書、ICCローマ規程に定められた戦争犯罪や慣習国際人道法規則を含めるかどうかについて、積極派と慎重派の意見が対立した。ここで、各国が重視するポイントにズレがあり(「条約か慣習法か」「効力か普遍性か」など)、それらの溝を埋める議論が行われず、平行線をたどる結果となった。相手の根拠に対して反論することはディベートとして強力であるが、議論の根幹である前提を共有しない限り、結局議論は空中戦に終わってしまうことを実感した議論でもあった。

大論点2では、非国家主体への武器移転に適用される条件について各国の意見が激しく対立し、2日目の午前にもまでもつれ込むほど議論が白熱した。全面禁止を望むインドと中国は、裏での交渉を通じて作業文書(WP)への合意を形成し、多くの大使がこれに賛同した。これにより、アメリカや欧州など、自国の非国家主体への武器移転を条件付きで正当化した国々は不利な立場に追い込まれた。議論は「国家主権が優先されるべきか、条約の趣旨が優先されるべきか」「非国家主体は国家に比べて常に悪であるのか」といった観点から深められた。最終的に、イランの自決権を例外とする主張が合意として提案されたが、中国とエジプトによってこの合意提案は否決された。

#### 2日目

2日目の午前中も引き続き、大論点2の議論が白熱した。そして昼頃には、大論点3へと移行した。大論点3では、武器移転の許可権限を誰が持つべきかが焦点となった。ここで

も、内政不干渉など国家主権を重視する途上国グループと、条約の趣旨に焦点を置く輸出国グループの間で大きな対立が顕在化した。最終的に議論は平行線をたどり、小論点2である移転許可基準の具体的な内容についての議論は行われないうまま、各国大使が Google フォームに主張を入力し、他の大使と共有するという形でインフォーマルが終了した。

### 3 日目

最終日には、これまでの議論を基に散会交渉（コーカス）が行われ、最終決議案の作成が進められた。コーカスでは、アメリカを支持する妥協派と、中国・インドを中心とする消極派が、それぞれ積極派や慎重派の支持を得ようと、綱引きのような交渉を繰り返された。一方、イランやイスラエルは自国の利益を守るため、両陣営を分断し、交渉を妨げる戦略を取ったため、交渉は難航した。

コーカス終了1時間前には、積極派、妥協派、中印グループの3つの案が乱立し、混戦状態となった。最終的に、欧州寄りのオーストラリア案と中印寄りの中国・ノルウェー案が残り、前者のみが採決にかけられたが、1票差でオーストラリア案は否決され、いずれの案も採択されないまま本会議は終了した。

### 会議の成果

本会議の結果として、武器貿易条約は最終的に採択されず、武器移転は各国の国内法に委ねられることとなった。これにより、輸出国にとっては自国の武器移転が制約されることを避けられる一方、国際的な武器移転の規制を望んでいた多くの国々には不満が残り、国際社会における合意形成の難しさが浮き彫りとなった。

本会議の結論を、国際人道的側面と武器貿易条約の性質という二つの観点から評価し、歴史的事実と比較しながら考察する。

#### <国際人道的側面>

国際人道法の観点から見ると、包括的な国際人道法の確立は困難であるという評価がなされるだろう。21世紀の国際人道法は、兵器の多様化に伴い、クラスター弾など特定の兵器を規制する方向で進んできた。その中で、武器貿易条約が通常兵器全体を規制対象とすることは画期的な進展と見なされている。しかしながら、本会議において条約が可決されなかったことを鑑みると、この人道的側面ですら国際的な合意に至ることができなかったといえる。ノルウェー大使が投票退席理由に「本条約は国際“非”人道法である」と述べたことから、議論が白熱したことが伺え、専門家の間でもこの点は注目されるだろう。

#### <武器貿易条約的性質>

武器貿易条約としての側面においては、特に非国家主体への武器移転に関して意見が一致しなかったことが顕著である。アラブの春を経て浮上した「人間の安全保障」の概念が、本会議にも大きな影響を与えたと考えられる。しかし、史実とは異なり、非国家主体への武器移転が強く主張されたことは、国際社会において依然として国家主権が重視されている

ことを裏付ける結果となった。

### 成果文書

本会議では、最終的に条約は一票差で可決されなかったが、オーストラリア案と中国・ノルウェー案の2案が散会交渉において最終的に議論の俎上に上がった。以下に2案の比較を載せる。オーストラリア案は非常にアメリカの国益に沿った一方で、中国・ノルウェー案は、慎重派や反対派諸国寄りのものであり、その乖離は大きいものであった。

	オーストラリア案	中国・ノルウェー案
大論点1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1949年ジュネーブ諸条約の重大な違反</li> <li>・共通3条の重大な違反行為</li> <li>・民用物もしくは文民として保護されるものに対する攻撃の実行(区別原則)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1949年ジュネーブ諸条約の重大な違反</li> <li>・共通3条の重大な違反行為</li> </ul>
大論点2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非国家主体原則禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非国家主体全面禁止</li> </ul>
大論点3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体は、輸出国且つ輸入国(最終判断は輸出国)</li> <li>・基準は絶対的且つ弱める</li> <li>・開発を含める</li> <li>・「平和及び安全」の比較衡量なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体は、輸出国且つ輸入国</li> <li>・基準はケースバイケース</li> <li>・開発を含める</li> <li>・「平和及び安全」の比較衡量あり</li> </ul>

### 3. 会議統括・課題

本会議は、慎重派や反対派が有利な形で進行したため、最終的に条約は否決されて終了した。しかし、議論や交渉が十分に積み重ねられ、時間不足での打ち切りではなく、各国大使が自国の利益を追求し、最後まで諦めずに取り組んだ結果である点は高く評価される。本会議は、「地に足をつけた議論」を重視していたため、非常に難しい議題ながら、各参加者がしっかりと自分なりにそれぞれの概念を噛み砕き、ロジックを準備して会議本番発言できていた点は非常に良かったと言える。しかし、前述した通り、議論においてまだまだ深められる点もあったため、今後参加者がどう議論を組み立てていくのか考えるきっかけになればディレクとして冥利に尽きる。コーカスにおいても、最終的に収束に向かわなかったことを鑑みるに、時間を意識しながらしっかりと帰結を見据えて発散から収束に切り替えるタイミングを見つけていくことが求められるだろう。さらに、交渉の過程においても、合意可



能領域を見極めながら、全体を俯瞰して戦略を立てていくことが重要であることも感じた。

コンセプトの達成度としては、会議のコンセプトであった「Passion × Enjoyment」という3Rの精神に基づき、デリ45名とフロント7名が誰一人欠けることなく最後まで目標に向かって楽しんで参加できたことは、大きな成果と言えるだろう。フロントの手厚いサポートのもとで、各デリが懸命に取り組めたことはデリ・フロント双方にとって大きな財産となったことと思う。

最後に、この会議に参加して下さった皆さん、裏方で献身的にサポートして下さった事務局の皆さん、そして最後まで共に歩んでくれたフロントの皆に感謝を申し上げ、会議講評を締めさせて頂く。

# 第 24 回関西大会『コソボ情勢』

会議監督：白川佳樹

## 1. 会議設定

### 各種情報

議題名	Letter dated 24 March 1999 from the Permanent Representative of the Russian Federation to the United Nations addressed to the President of the Security Council (S/1999/320)
議場	安全保障理事会第 3988, 3989 回会合
史実決議番号	なし（決議案 S/1999/328）
設定日時	1999 年 3 月 24 日～3 月 26 日 ※クライシス制ではない 使用可能な情報は 1999 年 3 月 26 日正午 EST (UTC-5) まで

## 2. 会議概要

### 情勢の概要

1990 年代後期のコソボ地域はユーゴスラビア連邦セルビア共和国の自治州の地位にあり、多数派のアルバニア人が自治権を剥奪され少数派のセルビア人が統治する状態となりました。その中で穏健に自治や独立を目指すアルバニア人の勢力や、武力闘争によって独立を勝ち取ろうとするアルバニア人勢力が発生し、散発的に武力衝突や人権侵害が報じられるようになりました。この問題に関して欧米諸国による交渉での解決の試みや NATO による武力行使の脅しなどが行われましたが改善されず、欧米諸国の直接的な介入による交渉も決裂しました。これを受けて NATO は 1999 年 3 月 24 日からユーゴスラビア連邦に対して空爆を開始し、ユーゴスラビア連邦による和平交渉の受諾と履行の意思が見られた 6 月 10 日まで 79 日間の空爆が行われました。

NATO による空爆行為は”人道的カタストロフィー”の防止などの目的が掲げられましたが、国際法に照らして違反の可能性が極めて高いものであり NATO 諸国と非 NATO 諸国での賛否が分かれるものとなりました。空爆の初日にはロシアの要請で安全保障理事会が召集され、空爆を国際法違反として非難し空爆の即時停止を要求する決議案がロシアにより提出されましたが、賛成 3 反対 12 棄権 0 で否決されました。本会議はこの空爆初日から実際に三日かけて行われた安保理会合を議場として設定し模擬しました。

### 議題及び時期・議場の選定理由

この議題に着目した最大の理由はこの情勢が冷戦後の国際秩序および国際法体系の大きな転換点となったと考えたためです。特に NATO の空爆に際しては、大規模人道危機や泥沼化した地域紛争に対する国際社会の関与の判断基準や法的基盤、対応能力の欠如といっ

た諸問題が改めて露呈しました。ボスニア紛争・ルワンダ内戦をはじめとする 90 年代の地域紛争に対する介入の失敗もこれの背景にあり、「違法だが正当」論に代表されるように人道・倫理と国際法・国際秩序が二律背反となりかねない事態だったと言えるでしょう。このような単なる情勢解決や合法/違法の二元論にとどまらず、国際法の存在意義から見直した上で情勢への対処をもって間接的に国際法の規範を醸成する体験が可能であると考え本議題に至りました。

### 論点の概要と設定理由

先述の通り、コソボ情勢における NATO の空爆行為は合法/違法のみでは語り得ないものとなっています。当時の国際法上の合法/違法の判断自体、NATO 諸国と非 NATO 諸国の間で異なっており、さらに合法とされる根拠についても NATO 諸国の間でも差異が生じています。さらに当時の国際法が大規模人道危機に対処できるものになっていないとの見解から、国際法そのものが実情に沿っておらず、通常同一視される合法性と正当性、違法性と不当性がそれぞれ一致し得ないとの見解も存在します。

そのため本議場では大論点 1 にて国際法のみによる空爆の合法性の判断の議論を、大論点 2 にて国際法自体の判断基準としての確らしさを含めた最終的な正当性の判断の議論を行うことを企図しました。

### TT の設定

本会議では議題選定や論点設定、オブザーバーとして追加的に導入する国の選択..etc の他に、タイムテーブルに関して細かい設計上の工夫を行ったため、それらの内容についてここで述べます。なお TT の詳細については会議細則 ([リンク](#)) の 2 ページ目に記載していません。

本会議は大論点 1,2 の関係が非常に深いことや、大論点 1 が難解となる可能性が高いことから理解や利用に一定の時間を確保する必要性がありました。またコーカスからのクールダウンを挟み DR を良く読んで国益に資するか時間をかけて判断する機会の確保のために採択会合前にも時間の確保が必要と判断しました。さらに、投票後スピーチへのインセンティブが高い国が多くなりうると想定されたことや、拒否権行使に伴って安全保障理事会による緊急特別総会の召集に関する議論が発生しうることから採択会合に時間がかかると想定されました。

そのため、本会議では大論点 1 と大論点 2, DR 提出と採択会合の間に時間を確保し、かつ投票後スピーチの回数を可能な限り増やすことを目的として、それぞれの間で現実的に日を跨げるように TT を設定しました。これに伴ってディレクチェックの手続きの複雑化等の副作用はありましたが、採択会合前のクールダウンの設定によるその場凌ぎの交渉の利益の低下や、熱気のある投票後スピーチが見られたことから概ね目的は達成できたと言えます。

### 3. 会議内容

本会議では大会開始 5 日前から任意で事前交渉を行い、先述の通り大会期間中の 3 日間で

- 1 日目午後：大論点 1
- 2 日目午前：大論点 2
- 2 日目午後：コーカス
- 3 日目午前：採択会合

とし議論を行いました。また大論点 1, 大論点 2 の双方において議論と並行しての discord を用いた裏交渉を行いました。以下順に経過を述べます。

なおインフォーマルの具体的内容については、レビュー用に作成した個別の主張・質問・反論の簡単なまとめ ([リンク](#)) を添付します。

#### 事前交渉・裏交渉

事前交渉では専ら類似する立場の国同士による会議の望ましい帰結及びその経過に関する構想のすり合わせが行われました。ここでは以下の 4 つのグループが形成され、議論や交渉における協同の下地となりました。

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| グループ     | 大まかな共通目標                       |
| ①西側諸国    | 空爆の正当性、可能ならば合法性の認定・人道的介入の規範の成立 |
| ②東側諸国    | 空爆の違法性・不当性の認定                  |
| ③非同盟諸国   | 空爆の例外的黙認・介入が無制限に行える規範の成立阻止     |
| ④ユーゴ近隣諸国 | 情勢の解決及び人道状況の改善                 |

しかしながらそれぞれのグループで大まかにはまとまりつつも、特に西側諸国の中で各国の合法性の論拠や会議で目指す帰結の差異から対立が燃える状態が続きました。

#### 大論点 1

大論点 1 では主に西側諸国から空爆行為が国際法と適合している旨の主張が、西側諸国以外から空爆行為が国際法の違反を構成している旨の主張がなされました。

おもな主張の類型は以下の通りです。

##### 空爆を違法とする見解

- ・ 武力不行使原則違反であるとする旨
- ・ 内政不干涉原則違反であるとする旨
- ・ 国際の平和と安全についての安保理の責任に対する権限逾越であるとする旨
- ・ 国際人道法上の均衡性原則への違反が存在する旨

##### 空爆を合法とする見解

- ・ 人道的介入が国際法上の概念として存在し、空爆が適合する旨
- ・ 過去の安保理決議による武力行使の権限の黙示的授權が存在する旨

- ・ 2条4項の限定的解釈に基づき違法性を否定する旨
- ・ 2条4項集団安全保障前提説に基づき違法性を否定する旨
- ・ 違法性阻却事由（緊急避難・対抗措置）の適用により国家責任を否定する旨
- ・ 人権保障の erga omnes 性からその履行として空爆を正当化する旨

これらの主張に対して、用いている法・事例や論理関係の明確化に関する質問や、それぞれの妥当性・整合性についての反論がなされる形で議論が進行しました。

## 大論点2

この論点では空爆を大まかに

1. 合法かつ正当 仮に違法であるとしたらそれは法の欠陥の存在の証左である。
2. 国際法上合法と言い切れないが、人道目的等に照らして正当
3. 国際法上の判断を留保し、今回のみ異例な措置として処理すべき
4. 国際法上違法かつ不当

とする4種の見解からの主張がなされました。主張に伴い法以外による空爆の正当性の如何や、空爆を合法もしくは違法とした場合に問題が発生するのかどうか、さらにはそもそも国際法において法の欠陥や正義と法の抵触が発生しうるのかの認識に関する副次的な対立が発生しました。具体的な対立軸は主に以下の通りとなりました。

1. 空爆がコソボ情勢の解決や交渉の進展に寄与するか
2. 空爆が情勢の解決手段として適正かつ最終手段であったのか
3. 空爆の合法化や人道的介入の立法は個別国家による無制限の介入の正当化となるか
4. 国際法や手続的正当性と事態の緊急性のどちらが優越するか
5. 国際法は違法性阻却事由などによって正義・倫理を包含しているのか
6. 現行の安保理による授權のプロセスに欠陥が存在するか

本論点では主張・質問までとった段階で時間的制約から議論を割愛し、コーカスへと移行しました。結果、大論2は空爆の正当性に関する大きな対立軸が存在しつつ、その対立軸をそれぞれの国家が国際法の構造や性質から判断するのか、紛争処理方法としての有効性や正当性から判断するのか、安全保障理事会や国連による集団安全保障の成立条件や意義から判断するのか...etc が現れる形で終了しました。

## コーカス

交渉は主に以下の3段階で推移しました。

- ①開始直後のグループ内調整・西側諸国と当事国グループの合流
- ②西側諸国・当事国グループと非同盟諸国の合流
- ③シッピングコーカス及び投票方針の交渉

特に②の交渉では、ユーゴスラビア連邦の安保理決議不履行への非難を入れるか否かに

関する交渉から憲章 2 条 4 項の構造の議論まで、幅広く激しい交渉が行われました。また西側諸国・当事国・非同盟諸国の 3 グループで決議案が 1 つにまとまったのちに、東側諸国が構想している決議案との比較検討のためのシッティングコーカスが行われました。ここでは互いの決議案に対する懸念点の洗い出しやその解消が図られたものの、双方とも決議案を統合させる意思は薄く、次第にそれぞれの決議案に対する投票方針に関する交渉が主となりました。最終的に西側諸国・当事国・非同盟諸国が作成した DR.1 と東側諸国が作成した DR.2 が提出され採択会合に移行しました。

### 採択会合

DR.1, DR.2 に対する投票結果は次のとおりです。

DR.1：賛成 11 カ国 反対 1 カ国 棄権 3 カ国 ：ロシアの拒否権により否決

DR.2：賛成 3 カ国 反対 7 カ国 棄権 5 カ国 ：賛成国不足により否決

この結果を受けて投票後スピーチでは 11 カ国がスピーチを行い、各国家による投票結果の解釈や、投票結果への非難・遺憾の意などが示されました。また採択会合にあたって NATO 以外の国家から空爆を 2 条 4 項, 53 条違反と判断する旨を宣言する作業文書や DR.1 の解釈宣言が提出されました。

### 会議結果と現実の結果の差異

決議が採択されなかったという結果は本会議と史実で同一ですが、投票にかけられた DR の内容や非常任理事国の投票行動は大きく異なるものとなりました。

DR.2 では交渉過程で賛成国数を増やすため、NATO による国際法違反についての直接的言及が一般的な武力不行使原則・安全保障理事会の権能の確認となる<sup>1</sup>など史実の決議案に比べて全体的に非難の烈度が減少するものとなりました。この変化は実際に史実において反対であった国が棄権となるなど投票行動の変化を生み出したものではありませんでしたが、9 カ国の賛成を得て賛成国数不足による否決から西側諸国の拒否権行使による否決への変化を生み出すものではありませんでした。

DR.1 については西側諸国の決議案として最終的に多くの非 NATO 国の賛同を得たことから、安保理決議とはならなかったものの決議案で示された事項についてある程度の影響力を持つであろうことが推定されます。

DR.1 では武力不行使原則や安全保障理事会の権限についての国連憲章の規定の一般的な確認(前文 11, 12)や、コソボにおける対処手法が異例のもので他の紛争や問題において安易に適用すべきでないことの確認(前文 17)がなされました。また人道支援の重要性の確認(前文 16)や PKO の派遣の検討(主文 6)、国際人道法の規定の重視(前文 10)も盛り込まれました。これらは非同盟諸国及び当事国グループと西側諸国の交渉の結果といえます。しかし同時に、主文 5 にて人道目的による武力介入の議論を行う旨の確認がなされたほか、これま

<sup>1</sup> 前文 5, 前文 6。他にも「空爆が国際の平和と安全の脅威を構成する」といった 7 章下史実の文言が削除されました。

での人道状況改善のための措置への支持として暗黙に NATO の空爆行為を支持すると解釈することが可能な文言も挿入されました。

総じて東側諸国と西側諸国の対立という面で見れば史実よりも西側諸国側の見解が支持を得たものと言えるでしょう。さらにはどちらの陣営にも属さない国も、双方の決議案の作成に積極的に関与し各々の見解を決議案に反映させています。交渉や議論の場を会議の開会や論点設定によりフロントが強制的に設定したことで、まず交渉や議論および東側諸国以外による決議案作成の余地が生まれこのような変化のきっかけとなったと言えるでしょう。

#### 4. 会議評価

一言で申し上げれば非常に活気に満ちてかつ意義のある会議であったと思います。戦略的に発言を行わなかった国を除きすべての国が大論 2 で主張・質問を行い、交渉の過程でも臆することなく自国の要求や重視する判断軸を伝え折衷案を検討することができていました。各大使の会議内における行動の質の面は非常に精度の高いものであったと言えます。

また、武力不行使原則の再検討ともいべき議論や国際法の存在意義まで立ち戻った議論、国際社会における”異常事態”への一応の対処を形成する体験も実現できました。非常に広範で抽象的かつ法的にも難解で政治的にも複雑なものでしたが、議論の大元は人道危機や空爆といった具体的な脅威であったことが各々の結論への判断を助けたものといえます。

しかしながら、会議上の外で空爆行為や人道危機が発生している逼迫した状況のリアリティや危機感が本会議においては少々失われてしまったかもしれません。国際法秩序といった抽象的なものを具体的な脅威と絡めて実感するに伴い、具体的な脅威のリアリティが犠牲にならないよう改善が必要でしょう。

最後に、本会議の参加者やこのような会議を開く機会をいただいた事務局及びその他関係者の皆様に心より感謝を申し上げ、本報告書を終わります。

#### 5. 成果文書

先述の通り、本会議では決議案の採択には至りませんでした。そのため投票にかけられた決議案を本項で添付します。

##### DR.1

Canada, France, Netherlands, Slovenia, United Kingdom : draft resolution

安全保障理事会は (The Security Council),

1. 安保理決議 S/Res/1160、S/Res/1199、S/Res/1203、事務総長報告書 S/1999/315、及び S/1999/338 を想起し (Recalling),
2. ユーゴスラビア連邦共和国が安保理決議第 1160 号 (1998 年)、第 1199 号 (1998 年)、第 1203 号(1998 年)を完全に履行していないことを懸念し (Disturbed),
3. 国連憲章第 25 条に基づき、国連加盟国は安全保障理事会決定を受諾・履行する義務を保持していることを再確認し (Reaffirming)、ユーゴスラビア連邦共和国による安保理決定の不履行は、重大な国連憲章違反であることを強調し (Emphasizing),
4. ユーゴスラビア連邦共和国において多数の難民が発生していることを深く懸念し (Deep concerned),
5. 1999 年 1 月 29 日議長声明(S/PRST/1999/5)、及び 1999 年 2 月 12 日の議長声明 (S/PRST/1999/6)を想起し (Recalling),
6. NATO がユーゴスラビア連邦共和国へ軍事力を行使したことに言及し (Noting with deep concern),
7. コソボ全土における人道状況の急速な悪化を深く懸念し、事務総長の報告に述べられているような差し迫った人道的大惨事に警鐘を鳴らし、この状況を回復する必要性を強調し (Emphasizing),
8. 自らが、国連憲章に基づく「国際の平和と安全の維持に第一義的な責任」を負っていることを再確認し (Reaffirming),
9. 安全保障理事会が国際の平和と安全の維持のための任務が正常に遂行できていないことを懸念し (Disturbed),
10. すべての主体にとっての国際人道法と国際人権法の重要性を考慮し (Take into account),
11. 一般的に安全保障理事会の授権なしの介入が国連憲章第 24 条及び第 53 条の違反を構成することを確認し (Affirming),
12. 一般的に国連加盟国による自衛権の行使並びに国連憲章 7 章による集団的措置以外の武力による威嚇又は武力の行使が国連憲章 2 条 4 項の違反を構成することを確認し (Affirming),



13. ユーゴスラビア連邦共和国においても領土保全と主権の原則が存在することを確認し (Affirming),

14. 決議 1160 (1998)、決議 1199 (1998)、および決議 1203 (1998) に基づく義務のユーゴスラビア連邦共和国の無条件かつ制限なく即時的かつ全面的な遵守を確保することを決意し (Determined),

15. 平和的解決の重要性を認識し (Recognizing),

16. すべての国が、コソボにおける人道危機解決のために人道的支援を行うことの重要性を認識し (Recognizing),

17. 今回のコソボにおける事例は極めて異例であり、今後の事例においては慎重な個別具体的判断が不可欠であることを強調し (Emphasizing),

18. 国際社会が武力紛争の影響を受ける民間人を援助し保護する必要があることを確認し (Affirming),

19. 国連加盟国であるユーゴスラビア連邦共和国コソボにおける状況の悪化が、この地域の平和と安全に対する脅威であることを確認し (Affirming),

20. 国連憲章第 7 章の下で行動し (Acting),

1. 国連によるあらゆる努力にもかかわらず安全保障理事会を軽視し、ランブイエ交渉の最終和平案への調印を拒否するというユーゴスラビア連邦共和国の 1999 年 3 月 19 日の決定、及びコソボ紛争の平和的解決に向けた交渉を拒否するというユーゴスラビア連邦共和国の 1999 年 3 月 23 日の決定を、決議 1160 (1998)、決議 1199 (1998)、および決議 1203 (1998) に対する違反として非難する (Condemns);

2. 決議 1160 (1998)、決議 1199 (1998)、および決議 1203 (1998) に基づく義務をユーゴスラビア連邦共和国が即時に履行することを再度、要求する (Requests);

3. すべての当事者に対し、紛争の早期解決のために交渉を再開することを要請する (Request);

4. 停戦後平和維持部隊を派遣することを検討することを決定する (Decides);

5. 人道的根拠における武力介入についての議論を検討し続けることを決定する (Decides);

6. 国際社会の構成員が民間人の保護において果たす役割がますます重要になっていることを認識し、事務総長および地域機関およびその他の政府間機関の長に対し、この点で連携を強化する努力を継続するよう奨励する (Encourages);

7. これまでのコソボにおける人道状況を改善するために行われた努力を支持する (Supports);

8. この問題に対し、積極的に把握し続けることを決定する (Decides).

## DR.2

Belarus, China, Democratic People's Republic of Korea, Iraq, Namibia, Russian Federation, Ukraine: draft resolution

安全保障理事会は (The Security Council),

1. 国際の平和と安全の維持のための国連憲章に基づく主要な責任を想起し (Recalling),
2. 安保理決議第 1160 号 (1998 年)、第 1199 号 (1998 年)、第 1203 号 (1998 年)をはじめとする関連するすべての決議と決定、特に 1999 年 1 月 29 日の議長声明 (S/PRST/1999/5) を想起し (Recalling)、その中で特に (*inter alia*)、ユーゴスラビア連邦共和国のコソボの情勢の政治的解決に関する交渉の進展についてコンタクトグループのメンバーから報告を受ける意向があることを表明し、そのような報告を待ち (awaiting),
3. ユーゴスラビア連邦共和国の領土保全と主権へのコミットメントを再確認し (Reaffirming),
4. NATO による空爆行為を憂慮し (Regretting),
5. 地域機構による安全保障理事会の授權なしの介入が国連憲章第 24 条及び第 53 条の違反を構成することを確認し (Affirming),
6. 国連加盟国による自衛権の行使並びに国連憲章 7 章による集団的措置以外の武力による威嚇又は武力の行使が国連憲章 2 条 4 項の違反を構成することを確認し (Affirming),
7. コソボの少数民族の保護および自治権の回復の重要性を確認し (Confirmed),
8. ユーゴスラビア連邦共和国における上記の決議にのっとった対処の必要性を認識し (Recognizing),

9. 国家の主権と国際社会の平和と安全を守るため、かつ国際法の厳格な適用を強調するため、国連憲章第 7 章および第 8 章の下で行動し (Acting),

10. ユーゴスラビア連邦共和国と KLA の武力衝突の結果による人道的な影響を懸念し (Noting with regret),

1. ユーゴスラビア連邦共和国に対する武力行使の即時停止と交渉の緊急開催を要求する (Demands);

2. ユーゴスラビア連邦共和国に対して交渉による和平に向けたあらゆる努力を要求する (Demands);

3. この問題を積極的に把握し続けることを決定する (Decides).

## 第 24 回関西大会

『平和維持活動の問題全体に関するあらゆる側面からの包括的な再検討』

会議監督：都築克昌

### 1. 会議概要・目的

#### 会議設定

議題	平和維持活動の問題全体に関するあらゆる側面からの包括的な再検討 Comprehensive review of the whole question of Peace-keeping Operations in all their aspects
議場	The Special Committee on Peace-keeping Operations
設定日時	1965/06/02～1965/06/15
史実の成果文書	A/5915

#### 会議概要

第 19 回総会は国連史上最も悲惨な総会でした。PKO 合法性違法性に端を発する、予算の未払い、それによって引き起こされる財政危機により、加盟国は対立に対立を重ね、国連総会は機能不全に陥ってしまいます。そこでこれらの諸問題および国連総会の機能不全の解消のために設置されたのが「PKO 特別委員会」です。

国連は 2 度と戦争を起こさせまいとして創設されましたが、国連憲章によって定められる集団安全保障体制は、冷戦による対立などから機能を失いました。そんな中で実践と経験によって行われたのが、国連憲章制定時には予定されていない平和維持活動です。しかし、その平和維持活動はすべての国に受け入れられるものではありませんでした。平和維持活動を違法とし総会の予算請求権を否定する国は、PKO に対する予算の拠出を拒否します。それにより国連は財政危機に陥ってしまい、総会は運営できなくなり、機能不全に陥ります。

この問題は PKO に端を発する問題ではありますが、PKO だけの問題ではありません。国連成立時から 1965 年までに、国際社会の構造は大きく変化し、国連は多くの経験を詰んできました。その変化および経験で生じた、国際社会、国連の歪みを修正していく議題でもあるのです。国際社会には多様な価値観を有する国が存在します。国連は成立時からその存在を受け入れ、価値観が異なる中での国際秩序の維持に貢献してきました。価値観は違えど国連は 1 つしかなく、1 つしかないからこそ、お互い納得できるような結論を望むのです。PKO 特別委員会にはこのようなことが求められているのです。

## コンセプト説明

この会議のコンセプトは”Intersection”です。簡単にいうと「発散している模擬国連を新たな地点に収束させてみよう」という意味を持っています。現在の模擬国連は形式化されつつあり、勝つための思考や、形式化した上での最適な形式を求めるといったことが流行っているように感じます。しかし本来模擬国連は「国連における外交」を模擬しているのです。外交交渉において圧倒的な勝利などは存在せず、多国間における微小な有利を獲得するために、自国の論理を少しでも反映させるために交渉しているに過ぎないのです。また会議の各フェーズも国益やそれに基づく戦略により、国家によってどのように使うかは異なってくるものです。

したがってこの会議では「形式化された模擬国連、勝つための模擬国連」から「外交および外交プロセスを重視した模擬国連のあるべき姿」への意識の転換を図ることを目的にしています。その意識の転換を図るために必要なことが、模擬国連を「合意」と「論理」を軸に見直すということです。「論理」とは一般に言うロジック等の狭いものでなく、「思考・行動の枠組み、筋道」と定義しており、その思考のプロセスを重視しています。また私は、価値観が異なる中で、その違いを認識し、乗り越えるプロセス、「合意への過程」を考えることが模擬国連の醍醐味だと思っており、その点からも「合意」と「論理」を軸に模擬国連そのものを考え直すことを参加者とともに行うことにしました。

この会議は、意識の転換ということを狙いにし、模擬国連そのものについて丁寧に思考することを大テーマにして会議を設計しました。

## 2. 会議の経過・成果文書について

本会議ではベースになるものは冷戦構造であり、PKO に強く反対する共産圏諸国+フランス、PKO を推進しているアメリカをはじめとする西側、既存の国際秩序の変革を望むアジアアフリカ、国際法秩序の維持を狙いつつも西側に近いラ米という、オーソドックスな議場構造です。

会議の流れとしては、この会議はオープンアジェンダとしたために、各国が何を問題意識として持っているのか、論点案、会議の目標地点を検討し、会議の進行方法を決定しました。議論議論の構造としては、総会の正常化をホットトピックにしたいと思いつつも、そこからさらに総会の権限拡大を望みたい AA、過去の PKO の正当性から、ソ連の違法性や今後の規範形成を狙いたい西側、現在の問題の解決に絞りたいソ連といった形でそれぞれの思惑がぶつかり合い、かみ合った議論議論ができていたと思います。

作成された論点案は、包括的なものであり、様々な議論が可能というものでした。このような議論システムの中では、論の構成や、目標地点の設定が非常に難しくなるのですが、デリの皆様はよく頑張っていたと思います。ただ議論時間が短かったために、応酬を必要とし

ている国が多かったにも関わらずできなかったことは残念でした。また主張が強い西側や東側だけでなく、ほとんどすべての国が積極的に意見を展開し、主張の強度を図ったり、すり合わせや認識の違いを確認したりして、後の交渉に生かせるようにしていた大使が多くいたことも印象的です。

散会後の交渉においては、西側、東側、AA、ラ米の各陣営での調整後、AA が中心となって、どのように米ソの両極を納得させた結論をつくれるかという交渉が行われました。AA では Ethiopia を中心に、AA 益を積み上げた形での交渉を行っていましたが、米ソの反対があり手詰まりに陥りつつありました。しかし、UK が丁寧に米ソの合意可能領域を掴んでおり、その交渉プロセスも緻密であったため、UK を中心に議場が展開していくことになりました。

結果としては、UK が米ソを仲介する形で交渉を進め、全会一致を得た合意文書を作成することができました。史実よりも合意を積み重ね、それに加えて中身がしっかり詰まっているような成果文書を作成することができており、会議監督としては非常に高い評価をしています。

今会議の設計では、何も決まらず、中間報告書という形で、PKO 特別委員会を延長することが決まった会合を設定日時として選びました。そして史実の PKO 特別委員会が最終的に出した結論は、非常に短いものでした。今議場では結論が出ないまたは部分的な合意が生まれ出される、多数派形成のみで終わってしまう可能性も十分にあり、問題の解決に至ることは難しいと思っておりましたが、デリの皆さんの尽力により、PKO 特別委員会が結論を出すことができており、かつ史実よりも中身のある合意の積み上げを行うことができており、会議監督としては素晴らしいの一言以外ございません。

### 3. 会議総括・課題

本会議では、模擬国連に対する意識の転換というテーマを「合意」と「論理」を軸に模擬国連を捉えなおすということを軸に考えました。その結果としてデリの皆さんは、会議準備においては、国益設定等の各フェーズにおいて、議事録に書いてあるからこう！とか、なんとなくこれが国益だろうでなく、「価値観の把握⇒基づく理想の国際秩序⇒議題についての長期的国益⇒今議場で達成したいこと」という思考のフレームワークをしっかりと組んで行うことができていました。また国益、帰結を考える際にも、勝利宣言を狙うのではなく、「微小な有利を獲得する」を意識できていて素晴らしかったです。

お互いが納得する合意、51：49 の合意、をよく言っていました。それが顕著に表れたのが、2 日目後半から 3 日目にかけての散会交渉の時間です。今議場では交渉領域および合意可能領域が非常に狭い会議でした。そのため、他国の合意可能領域を交渉によって丁寧につかむ必要がありました。Ethiopia を中心とする第三世界陣営は積み上げを求めすぎた結果、ソ連やアメリカにとっては飲めないものとなってしまい、仲介案として機能することはできなくなってしまいました。しかし UK 案では、米ソが合意できるギリギリの積み上げを図

っており議場での中心的な案となることができました。

ここから言えるのは合意可能領域の重要性及び、合意に至るまでのプロセスの重要性です。合意可能領域については、交渉によってそれを把握し、落としどころまでのプロセスを丁寧に構築しなければならないのです。そのためにはやはり準備段階でのそれらの構築と、当日の修正と仮説の正確性が十分に必要になるでしょう。

議論議論において、この会議では課題点がみえてきました。近年は議論議論は嫌われている傾向があり、実践の経験が多くあるデリの数は多くはなかったのですが、議論議論でTT議論をするという意識を持ったデリが多くいたことが印象的でした。本来ならば議論議論は最終的な合意のためのフィールドの構築が目的になるべきであり、TTはそのための手段の1つでしかありません。しかし、TTに固執してしまうデリが多く存在し、会議の方針の調整や、落としどころの調整等陣営内調整というものがあまり多く見受けられませんでした。その点から議論議論の扱い方、TT案議論を含めたその目的、どうあるべきかは今後ともに考える必要があるように感じました。

また会議監督自身の反省点としては会議をしてなにを得たいのかというものを明確にしたつもりでしたが、会議後にこれを得たというのや、「模擬国連に対する意識の転換というテーマを「合意」と「論理」を軸に模擬国連を捉えなおす」というその目的を十分に達成できたかの評価を十分に下せていないというところに自分自身の詰めの甘さを感じました。もう少し、その評価の尺度を具体的に持つておくべきであると感じました。しかし、会議としては十分に成功したのではないかという自負もあります。デリの皆さんは、「論理」と「合意」を軸に模擬国連を丁寧に見直し、価値観の違いを認識してその差を埋めていくプロセスを蓄積していくということを十分に実行できていたと思います。非常に見ごたえのあるおもしろい会議でした。

最後になりますが、本会議の作成のために関わってくださったフロントの皆様、会議の開催のためにご尽力くださった事務局の皆様、ご支援、ご協力をいただいた皆様、そしてなににより参加してくださったデリの皆様に心からのお礼を申し上げます。

## 第 24 回関西大会

### 『欧州連合条約および欧州共同体設立条約を修正するリスボン条約』

会議監督：原梨桜

#### 1. 会議概要・目的

みなさんこんにちは。リスボン条約会議で会議監督を務めさせていただきました、早稲田研究会老メンの原梨桜と申します。関西大会から約1か月半（現在10月10日）、皆様いかがお過ごしでしょうか。本日は模擬国連の探求執筆ということで、大会報告書に入りきらなかった要素をところどころプラスしながら会議の振り返りをお届けしようと思います。

##### ①会議設定

- ・ 議題：欧州連合条約および欧州共同体設立条約を修正するリスボン条約
- ・ 使用言語（スピーチ / 非公式 / 決議）：（日本語 / 日本語 / 日本語）
- ・ 設定議場：欧州理事会
- ・ 設置日時：2007年10月18～19日（2007年度第3会期）

##### ②会議概要

###### 会議の目的

この会議は議題先行型ではなくコンセプト先行型で設計しました。当会議のコンセプトは「Borderless」とし、デリとして各国の境界（国益の相違）を乗り越えるという意味と、もぎこっかーとして他人との境界（メン齡、研究会・支部、模擬スタイルの違い）を越えて理解し合うという2つの意味を込めました。

特に注力したのは前者のコンセプトの実現です。前者のコンセプトを想起した背景には最近の会議でインフォーマルが形骸化しているのではないかという問題意識がありました。ここでいうインフォーマルの形骸化とは、インフォーマルで積み上げた合意がコーカスの文言交渉で使用されないこと、インフォーマルで各国の立場を表明しているにも関わらずコーカスで再度同じ話をする、法議論や並行線の話 unnecessary に披露して時間を浪費することなどを指します。ただ、会議前に「相手の話をよく聞くことが大切」「積み重ねた合意を使うように意識しよう」といくら伝えても、ひとたびコーカスの時間が入れればそれらを実行に移すことはなかなかハードルが高いということは承知していました。なので、オールインフォーマルという縛りを設けて懸念反論フェーズで提案も行えるような型を設けることで、相手の主張を聞き、そこから相手の懸念点を探り出し、自分の国益と照らし合わせて、有益な提案を行うという私たちが求めていた流れを意識しやすいような設計を行いました。



また、後者のコンセプトを想起した背景には、私たちフロントが模擬国連を辞めてほしくないと思っていた新旧メンのターゲット層がいたことがあります。みなさんが模擬国連を始めたきっかけは何でしたか。「国連」「国際問題」という言葉に惹かれて始めた方が多いのではないのでしょうか。しかし、現状の模擬国連界限では純粋にそういった興味を持った人たちが国益闘争ゲームを目の当たりにして挫折し、模擬国連をやめてしまうことがよくあるように感じます。一年間の運営を通して模擬国連への多様なかかわり方が合ってよいことをしみじみと感じていたこともあり、パワーだけで押し切るような会議にできないようにすることで、新たな模擬国連へのかかわり方やその人なりの強さを見出せる機会を作りたいと考えていました。そして、そのためには前者のコンセプトを達成できれば自ずと実現できるとも考えていました。

### 議題・論点紹介

リスボン条約とはEUの基本的な活動方針などを定めている「欧州連合条約」と、機構の運用の詳細を定めた「欧州共同体設立条約（現在通称：EU機能条約）」の総称を指します。この2条約は1993年のEU設立以来数回の改正を経ていて、特に2003年に試みられた欧州憲法条約発効の試みはこの2条約をEUの憲法として合体する、欧州統合の流れを加速させるものでした。しかし、行き過ぎた統合により自国の主権が脅かされることに懸念を示す国の影響や、加盟国国民に対する説明不足・閉ざされた議論内容から湧き出た不透明さなどが要因となり欧州憲法条約の発効が頓挫したため、欧州はこれに代わる新条約の発効を迫られます。そこで、元来の条約改正のように2条約それぞれを修正する方向性で議論が進んだ結果、リスボン条約が発効されることとなります。リスボン条約が発効してしまうと欧州の基本条約の改正が2回連続で失敗することになり、欧州統合はおろか欧州としての存在価値も危ぶまれる、なんとしても条約発効を成功させなければならない状況でした。史実では2003年6月に行われた欧州理事会で新条約策定フローを確認した後、政府間会合という形で多くの合意事項が詰まれ、本会議で模擬した10月の欧州理事会で条約草案が採択されました。つまり、本会議はそれまで行われた議論や機構の実態、合意などを基に全員がコンセンサス採択できるような一つの条約草案へと終息させていく必要のある会議でした。2つの条約を合わせると述べ400条以上にわたるこの条約の策定に際し、史実で話し合われた論点は多岐に亘りますが、今会議の論点は以下**黒太字部分**（▶は該当条文番号）の5つに絞りました。赤字は予想していた争点です。

	論点名		予想される争点
論点ベース	「新条約策定にあたり考慮すべき事項」		①条約策定の目的 ②考慮すべき事項
文言ベース	民主主義に関する規定	「欧州議会の権限拡大について ～欧州委員会委員長の選出過程に関して～」 ▶EU条約14条 & 第17条7項	①欧州議会は委員長選出の主体となるべきか ②その場合、欧州理事会はどれほど選出に関与すべきか
		「補完性の原則について」 ▶EU機能条約69条	①補完性原則の意味や定義 ②適用における加盟国議会の欧州議会への関与
	共通外交・安全保障	「24条」 ▶EU条約24条	CFSP分野の目的
		「第42条7項」 ▶EU条約第42条7項	①EUIによる集団防衛をEU条約に規定すべきか ②規定する目的の焦点をどこに置くか

#### 議題・論点設定意図

この議題を選んだ理由は、前述したような「作りたかった会議」を可能にする要素が多くそろっていたからです。具体的には、合意に向かって終息させやすい前提条件がそろっていた、メン齢による前提知識差を減らせそうだった、運用ベースの話が中心なので抽象度が低く具体的な議論を展開しやすそうだった、オールインフォーマルでも結実させられるような条文ベースの議論想定が可能だった、ことです。

また、論点設定に関しては、全カ国が議論することにインセンティブを持っているか、落としどころがあるか、法議論ではなく機構運営をイメージした具体的な議論ができるか（認識レベルでは議論が並行線になったとしてもインフォーマルで文言を決着させられるか）、という点を考慮して選定しました。

さらに、リスボン条約の原文には多岐の条文にまたがっている者が多かったため、議論しやすいように当該条文をフロントでコンバインして議長草案として史実とは異なる条文を新たに創り出し、デリから出してもらった修正提案の土台にしてもらいました。論点・TT案を作った時点では一つの論点に平均して約3時間割く予定でした。

## 2.会議の経過・成果文書について

### ③会議内容

本会議の論点・TT案はすべてフロントから提示しました。デリには事前に配布した議長草案に対する修正提案を募り、フロント側で取りまとめて会議の4日前に配布しました。

また、論点ベースでは主張→質問→合意提案、文言ベースでは主張→質問→文言整理時間→懸念・反論・懸念・…・合意提案と議事進行しました。本会議の特徴の一つは文言ベースに懸念・反論・懸念・…・合意提案というフェーズを設けたことです。普段は懸念・反論を相手に対する一方的な意見表明・批判の場とすることが多いと思いますが、本会議ではコンセプトと議題の性質を踏まえて懸念・反論に加えて相手の意見を踏まえた新たな修正文言を提案・再提案することができるかなり流動的で相互的議論が可能なフェーズを設けました。

### ✨A 議場

#### 会議経過

一日目から三日目まですべてインフォーマル形式で議論を行いました。一日目と二日目は文言提案に直結しない部分を深掘りしすぎて議論が発散する場面が見られました。流れを作られた統合派が軌道修正できなかったこと、一部の国が国益にならない部分にこだわりを持ちすぎたこと、そしてデリから出た合意提案がインフォーマルの議論過程をあまり踏まえていなかったことなどがあり、二日目終了時点でほぼすべての争点がペンディング状態となっていました。二日目の会議終了約3時間前には三日目のインフォーマルをすべてコアカスにすることも検討しましたが、本会議のコンセプトから逸脱してしまうため、デリには最後までインフォーマル形式で議論を続けてもらうこと、そして残った論点の議論時間を厳しめに制限しました。すると、それまでとは打って変わって三日目の午前中のインフォーマルでは議論に資する合意が多く、多くの国から提案され、ペンディングもなんとか解消し、無事にインフォーマルのみですべての議論を完結させることができました。

#### 会議成果

条約全体で見ると統合派、主権派両者の国益のバランスがとれた結果となりましたが、各論点単体で見ると80:20あるいは20:80といういずれかの陣営に偏った結果になってしまいました。まず、欧州委員会委員長選出の論点では欧州議会の選挙結果を考慮する文言が消えてアムステルダム条約時からの大きな進展は見られず、統合派にはやや痛い結果でした。また、補完性の原則に関しては論点理解自体が難しかったこともあってか、ある文言に対する議場の認識の一致が取り切れなかったり、逆に謎の共通認識が生まれて誰の国益に資するのか不明な文言ができてしまっている部分もありました。さらに、CFSP分野の論点ではCFSPの射程に関してテロやエネルギーなど特定の分野を特出しして強調した文言が設定さ

れましたが、これは中立政策をとる国々にとっては芳しくなかったです。そして、同争点で EU 国家と非 EU 国家が結んだ協定の分野に関して EU が意見できる内容も組み込まれたため、自国の主権を脅かされたくない国にとっては思わしくない、CFSP 分野の統合促進に大きくつながる結果となりました。

これらの詰め甘さやどちらかに偏った結果は、一方の陣営の勢いに圧され負けて、時間的な焦りも相まって対抗陣営が十分に懸念や再提案をできていなかったこと、そもそも議場で認識の一致が取れていない事柄をそのままの状態での議論続行したため文言が歪んだこと、そしてデリの中に各論点ごとで決着をつける意識が足りていなかったことが原因で生じていました。

## ✨B 議場✨

### 会議経過

一日目から三日目まですべてインフォーマル形式で議論を行いました。修正提案提出の時点で今会議の主導者の一人であり統合派極であるドイツが各陣営に対してかなり譲歩した文言を提出していたため、スタート時に既に各論点における各陣営の距離が近かったです。スタート地点が近かった分、文言の意味のすり合わせやお互いの懸念点の解消に当てる時間を長くとれていました。補完性の原則の論点に時間を使いすぎたものの、各論点終了時にはペンディング文言 0 の状態が保てていました。二日目の後半から三日目の午前中にかけてはメン齡問わず全員のデリが発言している様子も見られました。これは、議場を引っ張るデリの方々の文言及び議場解像度が高かったこと、そして議長に触発されてデリ各々が議論の中に不明瞭な点を残さないよう誠実に議論を行おうと努めた結果でした。

また、WP 交渉時間の中盤までは普通の会議でよくあるように各々で解釈宣言を提出する動きも見られましたが、インフォーマルで議論してきた内容及び本条約の持つ性質を鑑みて再度議場全体で話し合い、解釈宣言の提出を取り下げるという結論に至っていました。

### 会議成果

統合派、主権派のどちらも大勝ち、大負けすることなく、どの論点をとっても 45:55 あるいは 55:45 というように双方にとってバランスの良い成果文書ができました。まず、欧州委員会委員長選出の論点では A 議場と同様に選挙結果考慮の文言が消え、欧州理事会との協力を要する文言が入ったので統合派はやや痛手でした。補完性の原則の論点では史実に近いシステムが構築されましたが、加盟国に政策を実行する「能力」さえあれば EU はその分野についての立法ができないという帰結に至ったため、統合派には痛手でした。CFSP 分野に関する論点では一部文言が明確化され、さらに、EU として国連憲章 51 条に従った集団防衛を発動する際は欧州理事会での協議を経るというプロセスが新規挿入されたことで中小国及びこの分野の実効性を高めたかった国にとっては嬉しい帰結となりました。

〈A 議場〉

▶14 条

1. 欧州議会は、理事会と共同で、立法機能および予算機能を行使する。欧州議会は、条約に規定された政治的統制機能および諮問機能を行使する。欧州議会は、欧州委員会の委員長を選出する。

▶17 条

7. 適切な協議を持った後、欧州理事会は、特定多数決によって、欧州議会に対して、委員会の委員長候補を提案する。この候補者は、欧州議会によって、その総議員の多数決によって選出される。この候補者が必要な多数を得られない場合は、欧州理事会は、一カ月以内に特定多数決で、同じ手続きに従い、欧州議会によって選出されるべき新しい候補者を提案する。

▶24 条

1. 共通外交・安全保障政策事項における同盟の権能は、共同防衛にいたる可能性のある共通防衛政策の漸進的な策定とテロリズム・サイバー・エネルギー等のすべての加盟国に共通の安全保障における問題、外交政策の領域および同盟の安全保障に関係する問題を包含する。共通外交・安全保障政策は、特別の法規と手続きに従う。共通外交・安全保障政策は、条約が別に規定する場合を除き、欧州理事会および理事会により全会一致で規定され、かつ実施される。立法行為の採択は除外される。共通外交・安全保障政策は、条約に従い、外務・安全保障政策上級代表と加盟国により実施される。本領域における欧州議会と委員会の一定の役割は、条約により規定される。欧州同盟司法裁判所は、これらの規定に関する管轄権を、本条約四〇条の遵守を監視し、かつ欧州同盟運営条約二七五条二段に定める特定の決定の合法性を審査するための管轄権を除いて持たない。
2. 同盟は同条約第 21 条に規定されている対外行動の原則と目標の枠組みを考慮し、共通外交・安全保障政策を遂行、策定および実施する。
3. 加盟国は、相互的連帯の精神に則り、同盟の対外政策および安全保障政策を支持し、また本領域における同盟の行動に協調する。加盟国は、相互的な政治的連帯を高め、発展させるため協力して活動する。加盟国は、同盟の利益に反する、または国際関係における結合した勢力としての同盟の効果を損なうおそれのある行動を差し控え、国家間の協力協定の締約を含むテロリズム・サイバー・エネルギー

一等のすべての加盟国の共通の安全保障における問題に関する政策を実行する。

4. ただし、本条における規定は、EU 内に固有の性格を持つ国家の存在を認識したうえで、すべての同盟国に共通するサイバー・エネルギー・テロリズム等の安全保障における問題への対処を除き、外交・安全保障政策の策定および実施にかかる既存の法的基盤、責任及び権限に影響を及ぼすものではない。

▶第 42 条 7 項

加盟国がその領域において軍事的侵略の被害を受ける場合、他の加盟国は、国連憲章五一条に従い、各国が必要と考える手段を用いてこれを援助および支援する義務を負う。

本領域における義務と協力は、北大西洋条約機構に属している国家にとっては引き続き集団防衛の基礎であり、かつ集団防衛の実行のための場である、北大西洋条約機構の枠内において引き受けた義務と、矛盾しない。また、加盟国自身の安全保障および防衛政策の固有の性格を害するものではない。

この際、他の加盟国は当該加盟国の政治的機関の要請に基づき、理事会において加盟国間で調整することができる。

▶EU 機能条約 69 条

1. 補完性の原則とは同盟の排他的権能に属さない分野において、欧州委員会から提案されている活動の目的が加盟国の積極的行動では達成できないが、同盟レベルではより良く達成できる場合に限り同盟として行動することを確認する原則である。またその際、同盟の意思決定は、可能な限り市民に近いレベルで行われるべきことを確認する。

- 2.

- a. 通常の立法手続きの下では、第 1 読会の開始前に委員会から提出された提案が X 分の Z の加盟国により補完性の原則に基づかないと判断された場合、提案は再検討されなければならない。そのような検討の後、委員会は提出した提案について理由付き意見書を用いて補完性の原則に適合していると考えられる理由説明を維持・修正する場合のみ行い、または撤回のいずれかを選ばなければならない。

- b. 通常の立法手続きの第 1 読会、第 2 読会、および第 3 読会を終える前に、欧州議会、EU 理事会および各加盟国議会は、各国議会の多数が表明し共有している理由を特に考慮して、立法提案が補完性の原則に適合するかどうかを検討するものとする。

## 〈B 議場〉

### ▶第 14 条 1 項&第 17 条 7 項

欧州議会は、欧州理事会の協力の下、欧州委員会の委員長を選出する。欧州議会と欧州理事会は協議を持った後、欧州理事会は特定多数決によって欧州議会に対して欧州委員会の委員長候補を提案する。

### ▶24 条

1. 共通外交・安全保障政策事項における同盟の権能は、共同防衛にいたる可能性のある共通防衛政策の漸進的な策定を含む、外交政策の全般的な領域および同盟の安全保障に関係する全般的な問題を包含する。
2. 同盟は、同条約第 21 条に規定されている対外行動の原則と目標の枠組みの中で、加盟国間における相互の政治的連帯の発展、一般的利益を持つ問題の明確化及び加盟国の行動の収斂度の絶えざる増進の達成に基づき、共通外交・安全保障政策を遂行、策定および実施する
3. 加盟国は、忠誠と相互的連帯の精神に則り、同盟の対外政策および安全保障政策を支持し、また本領域における同盟の行動を支持し、行動する。加盟国は、あらゆる共通外交・安全保障政策問題であって一般的利益に関わる問題について共通の対処を決定するために、欧州理事会および EU 理事会において相互に諮問するものとする。加盟国は、連合が既に方針を定めている共通安全外交・安全保障政策の分野において同盟の利益に影響を与えうる国際舞台における何らかの行動または確約を行う前に、欧州理事会または EU 理事会において他の構成国に諮問するものとする。加盟国は、各国行動の収斂を通して、連合が国際舞台においてその利益と価値を主張できるよう確保するものとする。理事会と上級代表は、これらの原則が遵守されることを確保する。

### ▶第 42 条 7 項

加盟国がその領域において軍事的侵略の被害を受ける場合、他の加盟国は、国連憲章五一条に従い、軍事的、経済的措置を含む可能なすべての手段を用いてこれを援助および支援する義務を負う。この義務を履行するため、加盟国は欧州理事会において加盟国間で調整を行う。ただし、この義務は一定の加盟国の安全保障および防衛政策の固有の性格を害するものではない。加えて、それに所属する諸国にとっては北大西洋条約機構が集団防衛の基礎であることを前提とし、加盟国がほかに所属している地域的取り決めとの協力を基礎として行動する。また、この規定において加盟国に課される義務は、それに加盟して

いる国家においては、北大西洋条約機構のもとにおける義務と矛盾せずかつ両立するものでなければならない。

▶EU 機能条約 69 条

1. 補完性の原則とは EU の意思決定は EU 域内に居住する個々の市民の意思を尊重して行われるべきという理念に基づき、かつその理念が加盟国及び EU 全体の利益になることを念頭に置き、加盟国の能力では十分に達成できないが、むしろ EU レベルでは明確により良く達成できる場合に限り EU として行動することを確認する原則である。

2.

a. 通常の立法手続きの下では、第 1 読会の開始前に委員会から提出された提案が X 分の Z の加盟国により補完性の原則に基づかないと判断された場合、提案は再検討されなければならない。そのような検討の後、委員会は提出した提案を原則として修正、または撤回のいずれかを決定しなければならない。ただし例外的に委員会は提案の維持を決定することができる。また委員会はその決定の理由を示さなければならない。

b. 通常の立法手続きの第 1 読会、第 2 読会、および第 3 読会を終える前に、欧州議会および理事会は、各国議会の多数が表明し共有している理由を特に考慮して、立法提案が補完性の原則に適合するかどうかを検討するものとする。なおこの議論において、議論の重複を招くような行動は差し控えられるべきである。また、加盟国議会は EU 条約 12 条に定める手続きにより、この検討に意見を申し添えることができる。

c. a の規定に基づき、委員会が提出した提案の維持を決定した場合に限り、欧州議会および EU 理事会は通常立法手続きにおいて各国議会に対して補完性の原則に適合するかどうかの説明責任を負う。

d. 共同体の立法草案については、補完性と比例性の原則に照らして正当化されなければならない。共同体の目的が共同体によってよりよく達成されると結論づける理由は、その効果を正確に検討できる定性的指標および定量的指標によって立証されなければならない。ただし定量的指標を示すことが困難な場合にはこの限りではない。



#### ▶宣言

1. 同会議は、外務・安全保障政策上級代表の設置や対外行動局の設置など、共通外交・安全保障政策に関する欧州連合条約の規定が、現在存在する加盟国の外交政策の策定および実施、ならびに第三国および国際機関における国内代表の責任に影響を及ぼすものではないことを強調する。
2. 同会議は、共通安全保障・防衛政策を規定する条項が、加盟国の安全保障・防衛政策の固有の性格を損なうものではないことを想起する。
3. 同会議は、欧州連合（EU）およびその加盟国が、国際連合憲章の規定、特に国際の平和と安全の維持に関する安全保障理事会およびその理事国の第一義的責任に引き続き拘束されることを強調する。
4. 同会議は、欧州連合条約第 11 条第 1 項に言及された特定の規則および手続きに加え、欧州連合外務・安全保障政策上級代表および対外行動局に関する規定を含む共通外交・安全保障政策に関する規定は、外交政策の策定および実施、国内外交サービス、第三国との関係、国際連合安全保障理事会への加盟を含む国際機関への参加に関する各加盟国の既存の法的基盤、責任および権限に影響を与えないことを強調する。
5. 同会議は、共通外交・安全保障政策に関する規定が、欧州議会の役割を増大させるものでもないことに留意する。

### 3. 会議総括・課題

会議評価 \とにかくみんな頑張っていて本当に素敵でした！／

#### 議題及び論点選定の評価

EU の構造や条文自体がとても複雑で、出場者の大多数を占めた新旧メンにとっては一部の論点の理解が難しすぎた印象でした。また、会議経験の豊富な老神メンにとってはどこまでも深掘り出来る議題だったということもあり、論点理解に関するリサーチの辞め時と国益設定が難解な議題だったと思います。しかし、この状況の中でも全デリがメンターなどを通して熱心に準備に臨んでいてありがたかったです。

#### 当日の議論の評価

今回の会議では各論点には主に 2 つの対立軸があったのですが、会議前に提出された修

正提案やメンターで聞いた戦略を見てみると A 議場は 10:90 から 45:55 に持っていく議論を、B 議場は 40:60 から 45:55 に持っていく議論を目指しているように感じました。会議が始まる前は B 議場のようにお互いがゴールに近い 40:60 地点から議論をしたらずに合意が生まれてしまい面白くないのではないかと心配していましたが、ふたを開けてみるとどちらの議場も特に時間が余るということもなく（2 時間押ししました）むしろお互いのスタート地点に近い B 議場の方がアンカリング的な無駄なターンがほぼなかった分、一つひとつの文言の意味や互いの差異をヒアリングし、そこで出た意見や懸念を基に新たな文言を提案する過程を丁寧に踏めていたことは印象的でした。そして、やはり、両議場とも文言解像度と議場解像度の高いデリ程、相手の懸念点を探るのが上手く、議場を良い方向へ引っ張ってくれました。これはインフォーマルではもちろん、コーカスの普段の会議に置き換えれば文言交渉の上手さにも通ずる力だと思います。

また、一つの文言に関して A 国は特にこだわりがないが対立国の B 国がこだわりがあった場合、普段は相手との勝ち負けに執着しすぎて A 国が B 国に譲らず、B 国だけが国益を損なうことがあると思いますが、今回のような会議の本来の目的はお互い win-win な条約を作ることなので、A 国が謎のこだわりを見せずずに B 国に譲ることも必要でした。このような相手を負かしすぎない議論をする場面が B 議場で数回見られてとても嬉しかったです。

#### ④会議を通じて感じた模擬国連の課題

##### 分かりやすく話すこと

オールインフォーマルの会議をやってみて、普段の会議のインフォーマルでの議論でいかに多くの方が置いていかれているかが改めて明白になったと思います。そもそも会議準備を十分にできていなくて基本的な議論についていけない人は例外として、このような状況が生まれる一番大きな要因はやはり会議経験の差だと感じます。しかし、そのうえで発言者が①話し方、②難しい言い回しを使い過ぎない、③聞かれていないことを話しすぎない（聞かれていない懸念にも一気に反論するなど）ということに気を付けていた時は議場全体に発言の意図が良く伝わり議論がスムーズに進行していました。他のデリもある程度の会議準備をして会議に臨んでいることは前提として、そのうえで相手にどう伝えるかを意識することは後々自分を助けることになるのではないのでしょうか。

##### パワーとしなやかさ

会議を作るにあたってデリとしてロールモデルにしていた先輩方がいました。その方たちの会議行動はどこをとっても、とにかくしなやかでした。気が付いたらふわっとした合意に縛られて、自分の懸念は解消されているはずなのになぜか丸め込まれているんです。国益奪取や国家体現といった模擬国連の一要素を楽しむ中で、声量、威圧感、合意を無視した裏交渉、とにかく「パワー」に頼りがちなデリをたくさん見ましたが、実際その人たちはみんな

な「しなやかさ」も持ち合わせたデリには勝っていませんでした。パワーだけでは限界がある、というのが私の個人的な意見です。結局のところ模擬国連では、相手と真正面から誠実に議論を行い、自分に都合のいいラインを上手く保ちながら相手を誘導するようなしなやかな対応ができる、かつ、最後には議場を動かせるパワーを持ち合わせたデリが一番強いのだと思います。(パワーで押し切られるよりも納得して敗北することもできますし。) デリの中にこのことを「柔能く剛を制す」と表現してくださった方がいたのですがまさにその通りだだと思います。議論したり国益闘争しているとなついついヒートアップしがちだとは思いますが、そういった態度は時には相手を硬化させる悪手になることも念頭に入れておくべきでしょう。

本会議では普段焦点の当たることのない「柔」にだけフォーカスした会議設計を行い、多くのデリがこのコンセプトを体現・体感してくれました。本会議に出場してくれたデリの皆さんが、対話すること、そして柔らかくあることの強さにも気が付き、今後出る会議でさらに活躍している姿を楽しみにしています。

### 折れる勇気

もう一つ、会議を通じて大切だと思ったことが折れる勇気です。これは特にコンセンサス系の会議に言えることですが、前々節に記載したような、特に自分にとって大きなダメージがない場面では相手に譲る勇気を持つことが理想的な決議の発効を目指す上で必要です。また、多少自分にダメージがあったとしても自分が譲らなければ相手がボトムを割る場合にいつまでもアンカリングしては罅があきません。ヒートアップすればするほど引き下がることは難しいかもしれませんが、そこを惰性ではなく粘り強く妥協することで両者にとって、ひいては自国にとって有利な結果を手に入れることができるのではないのでしょうか。

### 会議解像度を高める必要性

模擬国連には様々なスタイルや楽しみ方があって当然だと思いますし、様々な人の模擬スタイルを見て学ぶことは楽しいですが、コンセンサスが求められている会議で自国の主張のみ声高に叫んでもいけないし、情勢系のような会議で対立陣営との完全な和解を望むのもまた困難なことは明白です。今回の会議で何人かのデリにはコンセプトの意図を終盤まで伝えきれず、結果として会議行動も私たちが意図していたものとは齟齬があるように見えた部分も発生してしまいました。それはもちろん伝えきれなかったフロントの責任でもあります。各会議には会議監督がデリに求める「何か」が必ずコンセプトや会議設計から表出しています。そしてそれは全国大会の場合に顕著な傾向にあると思います。相当の準備期間を伴ってせっかく出場するのですから、会議を選ぶ際は、議題と合わせて自分がどんなコンセプトの会議に出たいのかを熟考していただければ、より実りのある会議にできるのではないかと思います。そして、会議を選んだからには今一度すべてのデリが、今出て

いる会議で求められているアプローチ法 (attitude) が何なのかを考え、相手との対話を怠らず (文化の閉会式みたい)、会議と交流を楽しむことで模擬国連境界が今後も発展し続けることを願います。

#### ⑤おわりに

今回の会議を終えて私がデリの方から聞いて一番うれしかった言葉は「こんなに愛着が湧いた成果文書はない」でした。普段の会議ではスポンサーになった時ですらコーカス中に自分の知らないところで文言の決着がついていてすべての文言の軌跡を追えていなかったり、新旧メンの頃はそもそも議論自体についていけないことは日常茶飯事です。そんな中で、オールインフォーマルだったからこそみんなが議論の軌跡を追い、新メンにも 100%ではなかったけど今までの会議よりも議論が分ってうれしかったからこれから頑張りたいと言ってもらえて、なんだかいつもとは違う模擬国連の姿を見ることができた気がしました。初めはインフォーマルの型を習得してインフォーマルの意義を見出してもらうために設計した会議でしたが、なんだかそれ以上のものが得られたような気がして、会議監督をやってよかったと思えました。

最後になりましたが、今回の会議を作るにあたって多くの方に尽力していただきました。会議を作ることが決まった昨年の 12 月頃から今を振り返ってみると、ずっと誰かが協力して支えてくれていたことを改めて実感します。参加してくださったデリの皆さんや事務局の方々、当セクの方々をはじめ、議題の相談に乗ってくださった先輩方、対談を通じていろいろな話をした他会議の会議監督・フロント、快く対談を引き受けてくださった先輩方、そしてリスボンフロントのみんな等々...会議監督としても個人的にも皆さんにとっても感謝しています。この会議が皆さんにとってただの思い出ではなく、今後の糧になれば幸いです。本当にありがとうございました。

## 第 24 回関西大会『文化の多様性に関する世界宣言会議』

会議監督：松本奎

### 1. 会議設定

会議概要	議題	文化の多様性に関する世界宣言 Universal Declaration on Cultural Diversity
	議場	第 31 回国連教育科学文化機関 総会
	設定年月日	2001 年 10 月 23 日～2001 年 11 月 2 日  切り取り方はフィクション。議論の具体的記録に乏しい  2000.04.04-05.15 加盟国非公式協議 2001.05.28-06.13 第 161 回理事会会合 2001.06.20、07.02、07.09 オープンエンド特別作業部会 2001.10.02-12 第 162 回理事会会合  の議論内容をリセットし、総会会期において一括して議論したものと して扱った。
	言語	公式/非公式/成果文書：任意の言語/日本語/日本語
本 会 合 以 外	事前会合	大使なのか参加者個人なのかあんまり定義をしっかりとさせない状態 で、フロントの議事整理のもと、この会議に参加するにあたって構 想する国益や文言の方向性を共有した。
	夏を楽しむ	2 日目の夜に実施した。すいか割りと線香花火。
	ディスカッ ション	大使ではなくいち大学生として議論を行った。

### 2. 会議概要

文化多様性世界宣言は 2001 年にユネスコ総会で採択された文書です。

冷戦後、アメリカ文化はさらに世界中に輸出され、「文化帝国主義」と呼ばれるほどの影響力を持ちました。その典型がハリウッド映画です。

その一方、かつて栄華を誇ったフランス映画は国内外で競争力を失いつつありました。フランスのアイデンティティと産業の両方が危機に瀕したのです。

そこでフランスは文化産業における輸入を規制しようと考え、自由貿易が推進されていく GATT 交渉の中「文化的例外」と称して文化的な商品に対する保護の容認を提案します。しかしその成果は乏しいものでした。国際経済法の範疇で文化の特別性を主張するのには限界があったのです。

一方その頃、ユネスコでは S.ハンチントン『文明の衝突』的な破滅を防ぐために、文明間の対話政策が取られていました。この流れと国際環境法の生物多様性にヒントを得て、フランスはユネスコでの議論を呼びかけます。

「多様な文化なくして人類は生きていけない。市場経済に任せていては多様性を失う」という訴えは共感を呼び、交渉の末に宣言はコンセンサス採択されました。

しかしその後、宣言を条約化しようとする機運が盛り上がりますが、ユネスコに復帰したアメリカに猛反対されます。交渉は大揉めし、条約には宣言の一部の内容しか盛り込めませんでした。アメリカや日本は現在も批准していません。

ではどうすれば未批准国を説得できるようなもっといい宣言がくれたらどう？

確かに規制しないと文化は消失してしまう。でも自由の中で文化が混ざり合うことこそが文化を発展させるんじゃない？ならばどんなことを宣言するべきなんだろう？

9.11 の直後、文明の衝突が真実味を帯びてしまった時代において、こうした問題を論じていただきます。

論点は以下の通りです。

#### 大論点 1 文化

- ・小論点 1 文化が構成されるプロセスにおいて、文化多様性はどのように貢献するか？
- ・小論点 2 市場経済は文化の創造的交流とどのように関連している/いくべきか？

#### 大論点 2 アイデンティティ

- ・小論点 1 アイデンティティはどのように構成されるか？それは文化とはどのように関連し、どのように異なるのか？

- ・小論点2 文化は政治とどのように関連している/いくべきか？
- ・小論点3 アイデンティティは政治とどのように関連している/いくべきか？

### 3. 会議内容

仮説とその懐疑を繰り返す形での着実かつ創造的な会議準備に下支えされ、議論は極めて高度なレベルに到達した。ルソー、ハーバーマス、テイラー、セン、ローティといった Great Thinkers の議論を参照することを通じて、文化の保護と交流といった直接的な問題に限らない、そうした政策的命題の背景にあるアイデンティティ論や民主主義論にまで及んだ自国なりの知の構造を議場に表出させることを、全大使が試みた。また、それは単なる主張の確認にとどまらなかった。大論点2以降においては、フロントからの呼びかけに応じる形で「他国の主張との相対的な関連性」に触れながら主張フェーズを展開させることで、これまでの模擬国連では実現されなかった議論の深まりが実現された。

その一方で、時間の都合上、また議論の難易度の高さから、質問・懸念・再主張（これもこの会議の独自の試みであった）といった各フェーズにおける争点の収斂は果たされず、これが交渉の困難さに繋がった。

難航した交渉においては、議論で取られた合意を各論的に文言化しそれを並列するための作業にとどまり、その合意された命題同士の関係性を論じる DR を作成することができなかった。背景には先述した争点の収束の失敗に加え、各大使の「実力」的なハイエラルキーが形成されなかったことに伴うリーダーシップの不在があったように思われる。ただし、これは史実の成果文書と既存の模擬国連の双方の構造的な問題点を反映している。現実の宣言においても文化の保護と創造的交流の棲み分けをはじめとする総論的な全体像を提示することに失敗し、そのことは文化多様性条約の効果的な成立を阻害するに至った。また、模擬国連の競技的側面は交渉における十分な謙虚さに基づく知的生産を阻害している。水平的な包摂のもと高度な議論を行う本議場のような会議においては、カリスマ的でも封建的でも官僚的でもない（ヴェーバー）、真に政治的・民主的なリーダーシップの形を模索し体現することが要求されると言えるだろう。

なお、こうした背景から、成果文書は苦闘の痕跡こそ見えるものの、模擬国連会議の結論として評価できる、十分な体裁を保ち整合性が取れている文章とは言えないことを断っておく。

### 4. 会議評価

3で記述した本会合の性質は、模擬国連会議における可能性と課題の双方を浮き彫りにしている。十分な議論の収束を図るためにはさらなる議題理解の達成のみならず、大使による

「実力」に基づく整理ないしはフロントによる介入を模索することが往々にして求められる。しかしながらそうした特権性は必ずしも容認されるわけではない。実力主義的な議論環境は「弱い」立場からの適切な討議を阻害するし、フロントによる介入の強化は十分な競技性の担保（＝適度の情報非対称性の保存）と緊張関係を有するからである。さらに、交渉の効率的かつ包摂的な進め方を考えるためには、交渉のパターンについてフロントから雛形を提示する必要がある。しかし、先述の議題理解を含めここで要求される設計力と参加者の傾注すべき努力は双方ともに学部生のキャパシティを大幅に凌駕していると言わざるを得ない。

しかし、属人的ながらも、そしてそれこそが本質であろうが、参加者の個性を引き出すことには十二分に成功した会議だろうと自負をしている。これまでのどの会議でも臨むことができなかった高度な議論は、その参加者が持っている模擬国連外のバックグラウンド＝文化とアイデンティティの問題に接してきた人生におけるあらゆる経験を反映し、そうした豊穡なサブスタンスは皆の知的な好奇心と能力を最大限に刺激してくれた。その議論は国家、文化、アイデンティティ、国際政治といった様々な物語を相対化し、語りうるものとしてくれた。

これが最も反映されたのは間違いなく、会議の最後に行ったディスカッションである。ディスカッションにおいては、議題と模擬国連の双方について小グループでの対話を行ったのち、全体でその意見を交換するという形式をとった。その後、会議の締めとして全ての参加者とフロントから聞くことのできた「これからも話しつつ、考えつつきたいこと」のスピーチは、自己承認とその相互承認に満ちた、真に知的なケア空間であったと確信している。しかし、結論を出すことのない、自己創造的な語り直しを通じた終わりのない対話（ローティ）を志向した中で語り合ったその内容について、この場でフロントから一元的な総括を下すことは控えるべきであろう。



## 第 30 回九州サマーセッション

### 『国際刑事裁判所ローマ規程の検討』

会議監督：佐藤杏朱

#### 1. 会議概要・目的

議題	国際刑事裁判所ローマ規程の検討
議場	国際刑事裁判所ローマ規程検討会議 ウガンダ・カンパラ近郊ムニョニョ
設定日時	2010年5月31日～6月11日
論点	<p>大論点1 戦争犯罪に関する管轄権(2h40mins) 中論点1 経過規定(124条)の存否(2h40mins) 124条の規定を削除するか否か、残すとしたらそのまま残すか文言を変更するのか、今後も存否を検討する余地を残すのかグルーピングごとに議論する。 [議論方法] グルーピング→主張→質問・懸念(回答・反論はその時に)</p> <p>大論点2 侵略犯罪に関する管轄権 中論点1 侵略犯罪の定義(4h) 小論点1 「侵略行為」とは リヒテンシュタイン案8条の2の2項の文言に対する懸念をプールし、それに対する反論や再反論を行う。 小論点2 「侵略行為」はいかに「侵略犯罪」を構成するか リヒテンシュタイン案8条の2の1項の文言に対する懸念をプールし、それに対する反論や再反論を行う。 [議論方法] 懸念→質問・反論(回答・再反論はその時に)</p> <p>中論点2 侵略犯罪に対する管轄権行使の要件(4h) 侵略犯罪に対する管轄権行使の要件を検討するために、以下の要素について意見がある大使は主張する。 要素:1 安保理の役割、2 安保理付託以外の扱い 1 侵略犯罪に対して管轄権を行使する際、安保理付託や安保理の行為認定が必ずしも必要かそうでないか。</p>

	<p>2 安保理の行為認定がない場合、どのような条件で管轄権を行使できるのか。</p> <p>(例)検察官、予審裁判部、国連総会、ICJ による付託</p> <p>[議論方法]</p> <p>主張→グルーピング→質問・懸念(回答・反論はその時に)</p> <p>中論点 3 改正手続について(2h40mins)</p> <p>リヒテンシュタイン案における改正手続きを、121 条 5 項消極的解釈かそれ以外(121 条 3 項、121 条 4 項、121 条 5 項積極的解釈)を用いるかについてグルーピングごとに議論する。</p> <p>[議論方法]</p> <p>グルーピング→主張→質問・懸念(回答・反論はその時に)</p> <p>バッファ(2h40mins)</p>
--	--

#### 議題設定について

JMUN のフロントハンドブックに基づけば、会議の目的やコンセプトから語るのが一般的であるかもしれないが、私の場合はやりたい議題が先行してあったため、議題設定についてから綴らせていただく。現在、国際刑事法分野を代表する機関である国際刑事裁判所 (ICC) は、従来の国家主権や国家責任などを重視する国際法秩序に逆行した独自性の高い機関であった。我々もぎこっかーは、一国の大使として時を遡り、それらの国際法秩序を策定したり、発展させたり、時に蹂躪したりをシミュレートしてきた。その中で体感してきた国際法秩序に新たな変革 (ノイズ) を引き起こしたのが、この ICC だと私は感じた。そして、この ICC という新たな機関が世界で巻き起こっている紛争や犯罪を解決 (処理) する手段として適しているのか、最大限に実効性は果たしているのか“検証”したく、議題に選定した次第である。議題の難易度を考えたときに、支部会議ではやはり限界があると考えたため、全国大会で実行しようと決意したことから 30 回九州 SS のすべては始まった。

#### コンセプト

本会議のコンセプトは『みちの検証』である。未知と道を掛け合わせた言葉遊びも含まれているが、前者は未知なる ICC という議題の検証という意味合いが強く、後者はデリ自身の模擬国連の道を検証してほしいという意味が込められている。模擬国連をする目的は様々あり、もぎこっかーの数だけ模擬国連の道があると思うが、幅広いメン歴・研究会から人が集まる九州 SS でそれぞれの道が交わったときに、何かしらの変化が生まれる会議にしたいという想いが込められている。

## 会議設計について

そのためにフロントが与えられるものとしては、デリが持っているものを最大限に引き出すためのフィールドであろう。したがって、会議設計をする際には常に「公平性」を軸にするように意識した。特に以下の2点はそれを特徴づけるところである。

### (1) フロント TT 案の提示

議論議論の面白さは、戦略の幅の広さにある。しかし、全国大会が初めての人から何十回も出ている人が参加する九州 SS では、ある程度模擬国連の経験則が必要とされる議論議論を行うと、どうしても上級生の意見が通りやすく、誰かが会議初日にして死活的な国益を割ってしまうのではないかという懸念があった。また、今回の論点上、最低でも2日間のインフォーマルが見込まれたため、文言交渉の時間をしっかりと確保するためには議論議論を行わないという選択が最適であると考えた。本会議で扱ったローマ規程の改正案は、124条とリヒテンシュタイン案の2つであったが、前者に関してはインセンティブの高い国に限られており、ほとんどの国は後者に関心があったため、124条を大論点1、リヒテンシュタイン案を大論点2で扱った。理由としては、模擬国連の会議では後の論点ほど議論が卷かれる傾向が高く、124条の論点を最後においてしまうと、先述したようにインセンティブのある国に限られているため、議論すらまともにさせてもらえない可能性が出るからである。議論議論を踏まえたいうでの結果であればそれもゲームの内だが、フロント TT でそのような事態が起こってしまえば不公平であると捉えうるかもしれない。したがって、上記のような論点構成になっている。

### (2) 裏交渉の規制

近年の模擬国連会議では、ディスコードを用いた裏交渉が行われていることが多い。しかし、裏交渉を行うとインフォーマル中にマルチタスクを強いられることになるため、シングルデリや会議に慣れていないデリにとっては過酷なものである。もちろん、模擬国連の性質上、事前会合があったとしても大体2、3日程度しか時間が取れない会議で成果文書を作るためには、裏交渉は有効的である。しかし、本会議では議論議論を行わず本質的な議論とそれに繋がる交渉に重きを置く方針だったため、国家間交渉はコーカス中以外禁止に設定した。結果的に大きな支障はなかったが、あえて主張をしない中間のような国にとってはインフォーマルの戦略がかなり難しくなってしまったと感じた。また、論点移行の際に10分間のロビイングを挟んだが、それでも陣営間での調整やWPの作成には時間が足りなかったという声も多々あった。

## 2. 会議の経過・成果文書について

### 会議の経過について

各論点に TT 案で予定されている議論時間を記載しているが、大論点1と大論点2中論点

1 に関してはそれぞれ 80 分程度遅延してしまい、3 日目のバッファの時間を使い切る形になった。大論点 2 中論点 2 からは発言国数を各陣営 3 か国ずつに絞り、TT 案通りの議論時間に収めることができた。

#### 大論点 1 戦争犯罪に関する管轄権

##### ○中論点 1 経過規定(124 条)の存否

ローマ規程 124 条を維持するべきか削除するべきかという大きな対立軸の中で、条約の留保に関する議論の際に「不当だが合法」のような議場の認識が生まれかけたところ、普遍性と実効性の理念ベースの議論が行われた。

#### 大論点 2 侵略犯罪に関する管轄権

##### ○中論点 1 侵略犯罪の定義/小論点 1 「侵略行為」とは

主に US 大使から懸念が提示され、それに対する反論を行っていった。US からは 3 点懸念が出されたが、2 点は後の論点で回収することとなり、総会決議 3314 の侵略行為は網羅的でないという点についてのみ議論した。当然合意は生まれず、侵略行為の認定主体に関する認識の齟齬が確認された。

##### ○中論点 1 侵略犯罪の定義/小論点 2 「侵略行為」はいかに「侵略犯罪」を構成するか

ここでは犯罪の構成要件に関する懸念が US から出された。小論点 1 で先取りしてしまったが、人道的介入の法的根拠について懸念が挙がり、US 及び NATO 諸国から再反論があった。また、リヒテンシュタイン大使の質問により、構成要件自体を変えなければならないわけではないという合意が取れたため、史実の「了解」への布石が打たれた。

##### ○中論点 2 侵略犯罪に対する管轄権行使の要件

管轄権行使の要件として、フロントが想定していた主張としては①安保理付託のみ、②安保理による行為認定があった場合は可能、③予審裁判部の認定、④総会の認定、⑤ICJ の認定であったが、①の主張が出なかったため、常任理事国にとっては首を絞められるような苦しい状況であった。また、③の中でも普遍的管轄権のロジックを用いたドイツは別のグルーピングとして議論を行った。主にアフリカ諸国が主張した総会や、スイスが主張した ICJ は懸念が多く飛び交い、消去法的に予審裁判部が残った印象であったが、総会に関しては最後まで交渉の土台に載ることとなった。

##### ○中論点 3 改正手続について

中論点 3 もグルーピングに基づき議論を行った。それぞれの改正による影響をもとに、① 5 項消極的解釈、② 4 項改正、③ 3 項改正、④ 非締約国は管轄権を受けない、という分類に分けられた。5 項積極的解釈を主張した国は見られなかったが、法理念 (②、③) VS 法解

積 (①、④) という想定通りの対立軸が見られた。しかし、理念を主張する国の中でも 3 項改正には疑念を持つ国も多く、まとまった見解は得られなかった。

#### 成果文書について

124 条に関しては、ボツワナの全削案とコロンビアの維持案、およびスイスの折衷案が作成されていたが、いずれも採択にかけることはなく、将来的に削除することを検討することが全か国で合意された。しかし、WP の作成が間に合わず一部の国しか署名していないため、このコンセンサスは非公式のものという扱いになる。

リヒテンシュタイン案はドイツと UK が中心となって作ったものがコンセンサス採択された。議場にはカナダ、日本、韓国が作った史実とほぼ近い DR も残っていたが、終盤のシッティングコーカスでコンバイン作業を行っていた。最終的な DR の内容は以下に史実との比較表を載せている。

	史実	DR
採択方法	コンセンサス	コンセンサス
侵略犯罪の定義	「侵略行為」→総会決議 3314 の 3 条を引用 「侵略犯罪」→性質、重大性、および規模が明白な違反を構成している侵略行為	史実通り
了解	性質、重大性および規模の 3 要素そのものが明白性の基準を満たすわけではなく、それらを含むすべての事情を考慮するべきである 「了解」の法的扱いは不明確	内容に関しては史実と同様 前文に「了解」の法的扱いについて明記される
管轄権行使の前提条件	12 条に基づく属地主義&旗国主義&積極的属人主義	史実通り
管轄権の行使要件	13 条原則 安保理の行為認定がない場合は予審裁判部門が捜査を許可する	12 条原則 安保理の行為認定がない場合は史実と同様
改正手続き	121 条 5 項改正 積極的解釈と消極的解釈は明記されず	121 条 3 項改正(採択) 5 条～8 条の改正は 121 条 5 項という了解が挿入される
時間的管轄権	改正受諾国が 30 か国以上になって 1 年後に発効	採択から 1 年後に発効

オプトアウト要件	締約国はオプトアウト宣言が可 3 年以内に考慮しなければならない	同じくオプトアウト宣言できる のは締約国のみ <b>3年に1回異なる理由で再宣言し なければならない</b> 異なるかどうかの判断は <b>締約国 の裁量</b> 安保理決議によって <b>宣言を失効 させることができる</b>
非締約国の扱い	管轄権を行使することはできな い	12 条の属地主義&旗国主義&積 極的属人主義に基づいて <b>管轄権 が行使できる</b>

このように、大きく異なる点は管轄権の及ぶ範囲である。121 条 3 項による改正(採択)がなされたため、締約国すべてに適用されることとなったが、史実と同じようにオプトアウト宣言が認められている。しかし、3 年ごとに宣言しなおさなければならない点から、政治的にオプトアウト宣言をし続けることは史実より困難になったのではないかという所感である。また、非締約国に管轄権を行使することはできないという文言が生まれなかったため、締約国が侵略を受けた際、もしくは侵略を受けた非締約国が管轄権を受諾した場合は、侵略国が非締約国であっても管轄権を行使することができるようになった。このことから、イスラエルのようなカンパラ会議に参加していない非締約国を刺激する結果となり、ICC の対外的な利益を損ねることとなってしまった。

### 3. 会議総括・課題

本会議は新メン 14 人、旧メン 11 人、老メン 8 人、神メン 9 人が参加した会議であったが、難しい議題のなか下級生の発言も多くみられ、まさにデリ全員が何かしら光るものを持ってきてくれたと感じている。特に、新メンに関しては独自の文言を提案したりするような積極的な行動が見られ、旧メンは国益や立ち回りが難しい国を任せてしまうことが多かったが、最後まで走り抜けてくれたり、老メンや神メンは高度な戦略やロジックを披露してくれたり、この会議に対する熱意が会議行動に現れていたところが非常に良かった。その中でも、さらに検討しうる課題点として 2 点提起させていただく。

#### オブザーバーの立ち回り

本会議ですべての国にとって最も大きな課題となったのが、非締約国 (オブザーバー) の扱いであろう。本会議では米中露、エジプトがオブザーバーとして参加していた。ところが、オブザーバーは投票権を持たないため、文言交渉の最終局面になると交渉に参加することができず、US からは遺憾の WP が提出される結末となってしまった。ICC は実務面におい

て関係する国家の協力を依存しているため、締約国の間にも普遍性の向上という理念が存在している。そのため、オブザーバーであっても本会議に参加する意義はあったはずであるが、一体議場にどれくらいその認識があっただろうか。また、オブザーバーもどれだけ自身の声を聴いてもらうためのアプローチができたであろうか。オブザーバーは、スピーチやインフォーマルでの発言力、交渉におけるプレゼンス能力が求められる難しい立ち回りになると改めて実感した。今回の「公平性」という軸に当てはめると、もう少しオブザーバーを担当しているデリの努力が報われる設計にできたらよかったのではないかとというのがフロントの反省点であった。

### 国益のスコープ

規範形成型の会議だと、会議内における自国益の最大化が、国際社会における自国益の最大化に直結するのかどうか疑問に思うことはないだろうか。極端に言えば、会議内の国益のみ目を向けるとすれば、ボトムが割れる DR はコンセンサスブロックをすれば済む話である。しかし、会議外の国益に目を向けるとコンセンサスブロックすることが最善策ではない場合が多いだろう。だからこそ「外交」をすることに意義があるのであって、模擬国連が単なる勝ち負けのゲームではないというのを特徴づけていると考える。したがって、本会議のコンセプトを紹介する際は、「自国の会議行動が国際社会にどのような影響を与えるのか仮説を立てて検証していただきたい」と伝えていた。今回のオプトアウトの運用面や非締約国の扱いに関しては、多くの締約国にとって理想的な結果となったが、前口上で言いかけたように、ICC が国際社会の“ノイズ”となってしまったと評価することもできる。理想を追い求めることも1つの道であり、否定はできないが、より国益のスコープを広げてみては、模擬国連を愉しむことができるのではないかと私は考えている。

以上の2点が会議の課題点となるが、これらが悪いということではなく、次の会議に繋がるポイントになると考えたため、ポジティブな意味での課題であるという補足しておく。もし、今後カンバラ会議を作りたいと考えている方や、これを読んでくださっている方の模擬国連の探究に少しでも役立つことを祈っている。

最後になったが、この会議に携わってくださったすべての方々、本稿編集者の方に感謝の意を述べ、擲筆する。

また来年の九州で。

## 名誉ある諸会員による寄稿

『名誉ある諸会員による寄稿』では、内容を指定しない自由寄稿の  
形式で寄せられた寄稿を掲載する



# 議題研究：保護する責任

日吉研究会 25 期 何 山

## 目的

本稿は、模擬国連会議の議題に最も頻繁に採用される議題の一つであり、『模擬国連の探求』においても記録の集積が比較的進んでいる「保護する責任」について、それらの記録を活用しながら、会議行動の参考になるようとりわけ議論の構造や要点を中心に検討したものである。本稿は会議並びに議題の全体構造について述べた総論と個別の議論について述べた複数の各論で構成されているが、いずれも個別具体的な主張が全体の中でどのように位置づけられるか示すことを主な目的としている。秋元(2021)が述べるように、個別の主張についてインプットを深めても、保護する責任そのものの性質や根本の必要性を理解していなければ効果的な議論としてアウトプットすることはできない<sup>2</sup>。そのため、性質や根本の必要性の中にどのように個別の主張が位置づけられるかの全体構造理解は不可欠のものである。筆者として、特にその点について読者の参考となれば幸いである。なお、本稿は特に議論の際に発生する立場の違いや妥協可能性といった模擬国連会議としての問題に特に焦点を当てており、筆者の能力不足も含め「保護する責任」そのものの詳細に関する記載はより学術的に信頼性の高い諸文献に譲りたい。

なお、予め本稿の用語の使用法について若干説明する。本稿ではしばしば形式に関する議論と実質に関する議論が対比されるが、形式に関する議論とは国際法の条文とその解釈に関する一般的な手法に則って行われる議論を、実質に関する議論とはそうではない事柄や議論、主に政策評価的な手法で行われる議論を指す。前者の議論には主に国連憲章 2 条 4 項や 2 条 7 項、各国際人権法の解釈に関する議論が含まれる。後者の議論には保護する責任という概念の目的や内容に関する解釈、国際的な支援や経済制裁、軍事介入等の政策やそれら政策の効果に関する議論が含まれる。また、分かりにくい国連憲章 39 条に述べられる“平和に対する脅威”、“平和の破壊”、“侵略行為”の解釈に関する議論は、実質に関する議論に含まれる。尾崎 (2007) が述べるように、39 条に述べられるこれらの概念は国連憲章という国際法上の概念ではあるものの憲章条文上一切の定義がなされておらず、その認定は安保理の自由な裁量に任されていてその制約は殆ど存在しない<sup>3</sup>。故にこれらの概念解釈は国際法解釈手法に則って議論することが極めて困難であり、事実上政治的にあるいは政策的に解釈を行う他ない<sup>4</sup>。故に国際法上の概念でありながらこれらに関する議論は実質に関する議論に分類している。

<sup>2</sup> 秋元 悠也 (2021) “保護する責任”, 『第 32 回模擬国連会議全日本大会事業報告書』 p8-11

<sup>3</sup> 尾崎 重義 (2007) “国連憲章第 39 条の注解 (その 2)”, 『二松学舎大学国際政経論集』 13, p74-76

<sup>4</sup> ICISS 報告書 p50 においても、安保理の行動に法的な制約が事実上存在しないことが指摘されている。

## 総論

「保護する責任」は、模擬国連会議において最も頻繁に扱われる議題の一つであり、いわゆる概念系会議の代表的な議題としてしばしば扱われる。通常 2005 年国連世界サミットを議場として行われ、採択手法がコンセンサスに限られること、本来は同時に複数の議論が行われる会議における一議題かつ最終的採択が他の議論とのパッケージによるものであることが会議手続きにおける基礎的な特徴である。

戦略面においては、下記で述べるように現状をどのように変更するかを議論する政策系会議としての性質が強いこと、コンセンサスが求められることから現状変更慎重派や反対派が強い影響力を持ち得ること<sup>5</sup>、ただし介入に肯定的な特別な国際世論の存在する時代であることからそうした反対派の行動は制約を受けうること、また先述のように他の議論とのパッケージによっても制約されうること<sup>6</sup>が重要な考慮点として挙げられるであろう。争点自体はある程度固定化されているものの各国の主張の程度に様々な差が生まれやすいため、コンセンサス会議として全ての国の利害を反映するためにもモデレーテッド・コーカスを活用した詳細かつ効率的な争点化が求められうる。特に後述するように実質的非法規範的に現状変更するに留めるのか、法的にも現状変更するかといった妥協可能性に大きく関わるが、この点に関する各国の国益は主張への反映に際して混在してしまい明確な議論が難しくなることがある故<sup>7</sup>、論点設計には慎重な検討が求められる。

議題となっている「保護する責任」は概念としては「国家主権と介入に関する特別委員会報告書」に基づき提案されたものであり、国家並びに国際社会には人道的危機から人々を保護する責任を有するというのがその趣旨である。ここでは特に国家が重視され、国際社会の保護する責任はあくまで国家の保護する責任を補完するものであるというのがその建付けであるが、実質的な機能としてはこれまでの国際法解釈だと違法であるが「必要」とも捉えられる、他国による人道的危機からの人々の保護を掲げた介入の基準を定めるものであり、逸脱や恣意的介入を防止しながらその正当化を行うものであるといえる。国家主権と国際社会の双方について、人道的危機からの人々の保護をその権利ではなく義務と見なし、裁量的な介入に否定的である点でとりわけ革新的な概念である。とは言い“Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty” (2001) (以下、ICISS 報告書)

<sup>5</sup> 木村 駿太 (2023) “京都研究会後期会議『世界サミット成果文書、保護する責任』”, 『模擬国連の探求』2022 年度後期会議編 p6 でも、慎重派や反対派の国々が強大な影響力を発揮し得ることが述べられている。

<sup>6</sup> 2022 年度京都研究会後期会議では、成果文書不成立の場合は世界サミットの全ての成果文書が不成立となると設定された (木村前掲 p4) また、第 35 回全日本大会『世界サミット』では、保護する責任と同時に核軍縮と安保理改革がパッケージで議論された (渡邊 真也 (2024) “第 35 回全日本大会『世界サミット』”, 『模擬国連の探求』2023 年度全日本大会編 p52)。

<sup>7</sup> 木村前掲 p5 で述べられている「戸惑いや進行の不一致の顕在」は、現状変更とは何かに関する陣営ごとの認識がずれたまま議論が進行し、一致点と不一致点の特定や他国の主張理解が議論の中でなされなかった故に発生したものであると筆者は理解している。

で唱えられた保護する責任は武力行使に安保理の手続きを使用するとしており<sup>8</sup>、その限りにおいて条文上はこれまでの武力行使と手続きに大きな変化が無い。後述するようにそれでも実質的には大きな変化が発生しうるため、その点でこれまでと何が異なるのか、慎重に理解して国益理解や目標設定、更に言えば妥協可能性の設定が求められる。このようにどのような現状変更となるのかに微妙な点があり不明確で解釈の幅が分かれる可能性、先述のような慎重派に集中する影響力やそれを制約しうるもののやはり解釈に幅が生じる国際世論等により、榊原（2023）が述べるように会議中も柔軟な目標地点や戦術の変更が必要となる可能性が大きい議題であると言える<sup>9</sup>。

さて、保護する責任の総論的な性質はこの革新的な性質と強く関わっている。保護する責任は既存の内政不干渉に関する秩序、介入に関する考えを変化させようとするものであり、その議論の本質は国際法概念議論というよりも新たに提案される政策枠組みに関する議論により近い。竹内（2022）は保護する責任について、“「既存の国際秩序で対応できない人道危機」にどう対応していくか、何を合法にしていくかの会議であって既存の国際秩序や国際法の再確認の会議ではない”と述べているが<sup>10</sup>、事実本会議では既存国際法秩序それ自体を保護する責任の概念に基づいて変更するべきか、また変更するのであればどこまで変更するべきかが議論の対象となる以上、既存国際法の解釈やそれとの整合性の有無に関する議論自体は絶対的に重要なものとは言えない<sup>11</sup>。例えば内政不干渉原則との整合性は保護する責任において不可欠のものだといえるが、内政不干渉原則の整合性の不足はそれ自体が保護する責任の導入を否定する理由にはならない。仮に全ての国が保護する責任の導入に同意すれば、結局内政不干渉原則との矛盾は同意によって治癒されるとも考えられるからである<sup>12</sup>。

---

<sup>8</sup> ICISS 報告書 p49

<sup>9</sup> 榊原 明日香（2023）“駒場研究会『保護する責任の包括的検討』”，『模擬国連の探求』2023年度6-8月会議号 p39

<sup>10</sup> 竹内 瑛祐”日吉研究会強化会議『「保護する責任」2005年国連首脳サミット』”，『模擬国連の探求』2022年度1-3月期会議編 p37

<sup>11</sup> 既存法秩序、その中でも主権等などは絶対不変のものであり、対外的な関与を拒否できる上に対内的な主権の行使も全く制約されない、そしてそのような主権の在り方の変更は許されない、とする主張は法哲学的には考えられうるところではある。とは言えチュニス・モロッコ国籍法事件の判例が述べるように、そしてこれまでの実行がそうであるように重要な部分も含めて国際法は変化しうるものである上、後述のように当時の国際世論等から鑑みてどのような国家であろうと、国家は大規模な人道災害から人々を保護する必要は無く国際社会の支援も拒否できるという主張が可能であるとは考え難い。

<sup>12</sup> 厳密な議論をすると、世界サミット最終成果文書には少なくとも直接に法的拘束力を認めることは困難であり、認めるとしても国連憲章に優先されるものではなく、また直接に国連憲章を解釈する指針となる文書とも言い難い。ゆえに成果文書の内容に関わらず、その採択によって国連憲章7章にも51条にも基づかない武力行使が2条4項に反して容認されるということにはならない。確かに世界サミット成果文書は秩序の変更や規範創設への強い政治的意思を示しうるものであり、直接拘束力を有しないとしても現行の国連憲章体制との整合性は現状変更によるデメリットを通じて間接的に問題となる。しかしその現行の国連憲章体制の変更可否は保護する責任に関する議論の射程内に入っており、現行の体制との整合性に齟齬が出ること自体は議論として当然ではある。そして、結果的に各国が国連憲章体制の変更同意する

そのため、国際法整合性の議論は、既存国際法の趣旨から考えられる保護する責任の趣旨逸脱とそれに基づく保護する責任導入のデメリットにまで転換して初めて究極的な問題となる。例えば内政不干涉原則との不整合性に基づく保護する責任への反対は、整合性不足からによって（現行の）内政不干涉原則の趣旨と言える政治、経済、社会および文化体制の選択の自由<sup>13</sup>が実質的に侵されるデメリットが発生するという議論まで昇華されることでようやく厳密な反対意見として機能しうるとも言える<sup>14</sup>。

とはいえ、絶対的でなくとも国際法議論は重要である。当然のことながら、国連憲章と直接矛盾する主張を行う場合、どのように国連憲章を改正するかという極めて困難な議論に踏み込む必要がある<sup>15</sup>。既存国際法の原則に対し保護する責任の概念は例外の関係に立っており、既存国際法の原則を全面的に否定することが現実的でない以上、保護する責任の趣旨に反さない限り原則を尊重して既存国際法との不整合をなるべく少なくすることは正当な要求と言えるからである。例えば国際社会が保護する責任を発動する要件を国家の保護する責任遂行の能力あるいは意思の欠如の場合とすることは、人々が保護されるべきという保護する責任の実質部分を概念上認めながら、内政不干涉原則を尊重することに繋がる。ただし、形式的な国際法議論が問題にしているのも結局は既存国際法からの逸脱がどれだけ必要か、また許容されて良いか、といったことであり、その議論は国際法整合性が直接関わるものの、整合していないことが直接保護する責任を否定する根拠とはならない点に注意が必要である。既に述べた通り、実質と形式は混同されやすい故可能な限り意識して議論を分けるべきであろう。

典型的な政策議論の想定争点に保護する責任を当てはめると以下の通りとなる<sup>16</sup>。

1. 保護する責任の趣旨、国家や国際社会が人道危機から人々を保護することは正当な目的か。
2. 保護する責任の具体的な内容のうち、対応する責任の義務的な軍事介入箇所は上記の目的に資するか。
3. 国家主権の保護等の観点から考えて、保護する責任に基づく軍事介入にはどれほどデ

---

なら、当然既存の体制との整合性との齟齬は重大な問題とならない故、既存国際法との整合性不足は直接的あるいは決定的問題とはならない。

<sup>13</sup> Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua vs. United States of America), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1986, p. 108, para. 205.

<sup>14</sup> 保護する責任という議題で行われる議論は往々にして法的議論に集中しやすいが、ここで述べる通り法的議論は精々争点の一部に過ぎない。議論が法的なものに限られた場合の具体的問題点は榊原前掲p40-41でも指摘されている。

<sup>15</sup> 殆どの場合アウト・オブ・アジェンダに当たるであろう。当然のことではあるが、憲章2条4項や7章の改正を主張するよりも別の解釈を主張する方がはるかに負担は少ない。

<sup>16</sup> 本当ではめに関する詳細は何山（2023）“成果文書作成に資する論点策定方法の検討”，『模擬国連の探求』2023年度4-5月会議編p90-93を参照のこと

メリットがあるか、それらデメリットはメリットを上回っているか。

このうち、1については世界サミット当時の世論等も踏まえれば、その理念については重大な対立は発生し得ず、実質的な争点にならないとは考えられる。ただし、保護する責任とはそもそも何であるかについて、特に保護する責任が対象とする事態が何であるかについて対立は発生しうる。次に、2つ目の争点については特に軍事介入が適切な効果を生むのか、介入の容態によっては介入自体によって人々に対する危害が発生し、逆効果になり得るのではないかと、といった点には争いが発生し得、それらに関する争点は結果的に実質的な軍事介入における原則の議論に派生すると考えられる。本議題の中でもとりわけ政策的な争点となる部分であろう。

特に本議題において議論が集中するのは、やはり3であろう。保護する責任の概念の中でも既存秩序変革の度合いが大きいのは対応する責任に関する箇所であり、予防する責任の重要性が語られながらも常に対応する責任が議論の中心となってきた。以下では、上記想定論点に順番通りそれぞれ対応する形で、各論としてより詳しく争点や交渉の焦点を検討する。

## 各論：保護する責任とは何か

保護する責任の議論をする際は、理念としては本来保護する責任の趣旨や目的を明らかにしたうえでそれを実行する手段について検討することが正しい順番となる。ICISS 報告書に基づいて保護する責任の理念を確認することは勿論、ルワンダや旧ユーゴ、国連ソマリア活動や ECOWAS によるリベリア、シエラレオネ介入、それに対する安保理の事態認定等を理念の背景やある種の根拠として取り上げることなどが考えられる。

また、その趣旨目的を明らかにすることには、保護する責任の位置づけに関する議論も含まれる。とりわけ、保護する責任は権利であるか義務であるかは重要な議論となり得る。この点は理念的に語ることはできない論点である。まず、国家主権を責任として捉え各国が対内的に義務を負っているという議論については各種の国際人権法を根拠とすることができるが、この”責任としての主権”という考えについては激しい反対は生じないであろう。

その上で、国際社会も保護する責任を有しているとして、国際社会に保護する責任に基づいて行動する義務を認める否かという議論が生じうる。国際的な義務を肯定する議論としては保護する責任の対象とする事態に晒されている人民の救済は法的に確実に確保されるべきであるなどの主張が、否定しあくまで権利と見なす議論としては特定の事態に際しての行動における国家の裁量や主権に基づく権利、即ち内政不干涉原則の趣旨などを根拠とする主張が考えられるだろう。もし保護する責任が対象とする事態があってはならないものであるなら、各国も、また国際社会も誰も人民を救済しないなどということもあってはならないと考えられる。でなければ国際社会はその対象事態の発生を事実上許容していることに成りかねないからである。また、これまでの介入事例もそのような義務の肯定的な根拠

になり得るかもしれない<sup>17</sup>。しかし、自国の問題を脇において各国が常に多大なコストのかり得る行動を義務付けられるというのもまた場合によっては各国の自国民に対する義務遂行を妨げかねない帰結を生むため、国際協力を行うかどうかはその時々各国や国際社会の裁量によるべきであるというのもまた自然な議論である。何より、国内の政治的事情が本当にそのような義務の遂行を各国政府に許すかには当然の疑問が生じ、その場合守られないことが明らかな義務を設定する意義は問われることになるだろう。ICISS 報告書と同様に国連憲章 1 条 3 項や国際人権法、ICC 規定、あるいは自然法原則を根拠に援用し<sup>18</sup>、そこから国際社会の義務を導けるか、義務であるとしても理念的抽象的義務に留まらず特定の事態における行動まで定めているのか、といった議論も発生し得るかもしれない。

また、ICISS 報告書では保護する責任における武力行使の正当化理由として大規模な人命喪失や大規模な民族浄化が挙げられているが<sup>19</sup>、史実の世界サミット成果文書では対象事態がジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪に拡大されている。また、ICISS 報告書では予防する責任、対応する責任、再建する責任が保護する責任の柱として取り上げられていたが<sup>20</sup>、史実の世界サミット成果文書では再建する責任は言及されていない。ここでは、上記 4 つの事態以外の事態を保護する責任に含めることは正当か、また予防、対応、再建のうちどこまでの責任が認められるか等といった議論が考えられる。

とはいえ、このような保護する責任における対象事態や責任の中身など、具体的行動の詳細にも繋がりうることに關する理念を理念のままに議論することは実際のところ困難であろう。義務か権利かは理念として議論するしかないが、それに対して事態の範囲の制約をどのように行いどのような責任を設定するかという点は有用性やメリット・デメリットを議論して初めて意義を有すると考えられる。むしろここで重要なことは議論ではなく、保護する責任の内容や位置づけ、体系を大まかに示し、今後の議論の基礎とすることであろう。それも議論議論あるいはリサーチの段階でできることではあるため、なるべく簡潔に確認のみで終わらせるか、あるいは状況によっては省略すべきである<sup>21</sup>。

## 各論：保護する責任と有用性

<sup>17</sup> 尤も、保護する責任は未だ国際慣習法上の概念には至っていないという当然の認識が存在する故、事例を援用する際も慣習法における国際慣行としてではなく、あくまで政治的あるいは倫理的姿勢の発露とみる他ないであろう。

<sup>18</sup> ICISS 報告書 p16

<sup>19</sup> ICISS 報告書 p32

<sup>20</sup> ICISS 報告書 p17

<sup>21</sup> これは筆者の個人的な意見であることを特に強調させていただきたいが、本議題において各国は「保護する責任」という哲学上の本質を有する理念を明らかにしようとしているわけではなく、これまでの人道的干渉をどのように体系的に政策として整理し現状を変更するかを議論している。保護する責任という揺るがぬ概念があるのではなく、議論の結果としての政策の体系を保護する責任と呼んでいるに過ぎないと考える方が外交の実態には即していると考えられる。規範のライフサイクル論等から考えられる規範の自律性は決して無視することはできないが、具体的な政策としての有用性やメリット・デメリットを議論せずに保護する責任を理念として議論することは不毛となる可能性があると考えられる。

保護する責任の中でも、予防する責任と再建する責任は基本的に国際援助をどのように活用するかというこれまでの援助論の延長であり、その有用性が争点となることは少ないように思われる。ただし皆無というわけではなく、予防する責任において国際社会が強制手段を行使する有用性が問われることはある<sup>22</sup>。とは言え、やはり一番の焦点は対応する責任における武力行使の有用性であり、そもそも武力行使は対象となる事態を好転させるのか、させるとしたらどのような事態で、どのような条件が必要かという事項は議論となり得る<sup>23</sup>。より具体的に言えば、それらの条件を理由に、武力行使を容認するとしてどのような制約を課すべきかが焦点となる。保護する責任の中でも武力行使への慎重派にとっては、そもそも賛成派に武力行使の有用性の説明を失敗させることができればその時点でかなり勝利に近づく。また、それを達成できなかつたとしてもこの時点で軍事介入の有用性に条件があることを主張して様々な制約を課す前提を形作ることができれば、コンセンサス会議であることもあって早い段階から自身の主張を文書のベースとするなど主導権を握りやすくなるだろう。言うまでもなく保護する責任における武力行使は既存の国際法と最も整合性が取りにくい問題であり、故にそれに制約を設ける主張は交渉の場でも大きな正当性を持ち得る。

なお、史実では保護する責任の対象となる事態はジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する犯罪に拡大されているが、このような拡大にはどのような事態に武力行使が有用となる可能性があり、またどのような事態に有用となる可能性が無いかといった議論が関わり得る。また、ICISS 報告書においては軍事介入が正当化される基準として正統な機関、正当な事由、正しい意図、最後の手段、手段の均衡性、合理的な見通しが挙げられている<sup>24</sup>。とりわけ有用性に関わる後者4つの基準をベースとし、加えて武力行使に関する様々な理論、事例を根拠にどのような基準があり得またどのような事態を対象とすべきかを議論することが妥当な方向性になると思われる。念のために述べるが、対応の迅速性の観点等によりこうした基準を設定しないことが最も武力行使の有用性を向上させ得る、という議論も当然可能であり、最適な有用性を確保するためにはどのように基準を設定しどのように設定しないかが目指すべき議論の結論となるだろう。

本稿で例示したような論点で実際に議論する際に注意しなければならないことについて一点述べる。それは、武力行使の有用性というものは武力行使と保護する責任に一定の因果関係が存在すれば十分認められるということである。逆に言えば、武力行使にどれだけデメリットが在るか、あるいは武力行使が常に結果に繋がるのか、といった議論は有用性とは直

---

<sup>22</sup> 竹内前掲 p34

<sup>23</sup> ここでは、武力行使が対象事態そのものに与えるデメリットも話し合われることが考えられるため、次に述べる各論のデメリットに関する議論と重なると思われる方もいるかもしれない。これについては、次の各論のデメリットは国際政治環境に与えるデメリットを主に指している点で区別されるということ、武力行使が対象事態そのものに与えるデメリットは武力行使の存在意義を失わせかねないため事態対処の有用性の文脈で議論されるべきだが、国際政治環境に与えるデメリットは事態対処とは直接関係しない領域に関するデメリットであるため有用性に関する議論とは区別されるという形で説明したい。

<sup>24</sup>ICISS 報告書 p32

接関係がない。それらは後のメリット・デメリットで議論されるべきである。例えば、小規模な戦争犯罪では武力行使が有用となることはほぼ考えられないという主張は有用性の議論である。しかし、小規模な戦争犯罪では武力行使が有用とならないリスクが大きく、武力行使の範囲を制限するためにも武力行使をこれらの事態に限るべきである、とする主張は、小規模な戦争犯罪を防止する責任と武力行使の間の因果関係ではなくメリットとデメリットの比較に関する主張であるため、メリットとデメリットの論点で行うべきである。

## 各論：保護する責任とそのメリット・デメリット

保護する責任のメリットがデメリットを上回るのかは、保護する責任の議論を決定づける争点であると言えよう。メリットの内容に関しては特に前述の保護する責任の有用性の議論において結果的に話し合われると考えられるため、本争点での話し合いの中心はデメリットの内容とメリットとの比較である。もっと言えば、保護する責任が既存国際法や国際秩序とどれほどの不整合を引き起こし、それによって生じるデメリットをどのように評価すべきかが議論の焦点となるだろう。仮に既存国際法を改正しようという議論が行われる場合は当然メリット・デメリットの問題が生じるが、国際法の解釈のうちにも目的論的解釈という手法が存在し、そこでは国際法の目的達成の上でどのような解釈がメリット・デメリットの比較の上で最も適しているかが問われる。とりわけ、国連憲章解釈において目的論的解釈は重要となる<sup>25</sup>。また、具体的に議論を文言に落とし込む際にもどのような具体的文言がどのようなメリット・デメリットに繋がるか、過度に明確化することで国際社会の行動を制約する可能性や逆に放任する可能性、今後規範として有効に活用するために解釈の幅を狭める必要性等も議論になり得る。ここでは ICISS 報告書が示唆する通り<sup>26</sup> 予防する責任を特に重視すべきか等の責任間の優先度や、やはり予防する責任における強制手段<sup>27</sup>等も議論される。しかし結局は対応する責任における武力行使が議論の中心となるであろう。

武力行使の手続きに関する主張として、以下の3点の形式が考えられる。

1. 対応する責任を果たすための武力行使は安保理による許可がなくとも可能とすべきである。
2. 対応する責任を果たすための武力行使は正当だが安保理の許可を得て行うべきである。
3. 対応する責任を果たすための武力行使はそもそも不当であり、安保理の許可があっても（その場合形式的な法手続き的にはあまり問題が無いが）政治的に行うべきではない。

<sup>25</sup> 目的論的解釈については筆者の執筆による何 山（2023）”ロジックを策定する“、『模擬国連会議ガイドブック』第4版 p40-41でも解説されている他、是非国際法の主要な基本書等を確認して学びを深めてほしい。また、保護する責任とは内政不干涉等の問題について既存の考えを変更しなければ人道危機を抑制することができないという問題意識から生じたものであり、そのような問題意識は国際世論から発しているものであるため、主観的解釈等に固執するのは各国にとって難しいと考えるべきである。

<sup>26</sup> ICISS 報告書 p19

<sup>27</sup> 竹内前掲 p34



い。

有用性議論において武力行使の有用性が十分に説明されなかった場合はともかく、そうでないならばこの中で最も国際法と整合的でデメリットの少ない主張は 2 である。保護する責任の対象事態を”平和に対する脅威”に含めることで保護する責任という武力行使の実質的正当化根拠を安保理のために一般的に用意し、その上で実際に武力行使を許可すべきかについては個別事態に関する安保理の議論と決定に委ねる。2 の主張はこのような帰結をもたらすが、武力行使が（たとえそれが僅かな場合だけであったとしても）有用となり得るのであれば、安保理によって武力行使の範囲が制約されうることもあり、デメリットは最小限に抑えられるであろう。おそらく保護する責任を議題とした多くの会議で 2 の主張が概ね最終的な結論となったのではないだろうかと思われる。とは言え、特に ICISS 報告書に従った形でこの実質的正当化根拠が安保理に与えられると”平和に対する脅威”という安保理の行動すべき事態に関する解釈が事実上変化するため、この場合に発生しうる現状変更も決して小さなものではない<sup>28</sup>。既に安保理には事態の認定に関する広範な裁量が与えられているものの、それでも解釈変更が生ずれば安保理の行動はそれに政治的な影響を受けうる。この点は国連憲章の法的解釈、39 条のみならず 2 条 7 項の解釈に関する議論をも含むだろう。形式的には現状維持となるが実質的には現状変更という帰結になるからこそこの議論は様々な国の利益を満足させ妥協可能性を高めうるが、3 の主張とも関わるが保護する責任を推進する側のみならず慎重となる側も 2 の主張を安易に認めることは上記のようにリスクとなり得るため、安保理が動くべき事態の程度やその他の定義、具体的な文言は慎重に検討すべきであろう。各主張が現状変更を認めていないのかそれともこうした実質的な現状変更を容認しているのかは混同されやすいため尚更である。また、2 の主張では地域機構の関与、拒否権の制約<sup>29</sup>や安保理の説明責任（即ち安保理の裁量自体の制約）といったメリット・デメリットに関する重要な派生論点が生じうる点には注意すべきである。

さて、より激しい議論となるのは 1 と 3 の主張だろう。1 の主張には国連憲章との不整合とそれによる問題という明白な主張の障害が存在するため、主張者は国連憲章との不整合

<sup>28</sup> 榊原前掲 p37 でも、自国民の保護失敗を国際社会による保護する責任発動の条件に含めると、国際の平和と安全に対する脅威の認定構造が変化することになる点が指摘されている。

<sup>29</sup> 保護する責任の文脈における拒否権の制約に関する議論には二通りの方向性が考えられる。一つは保護する責任に関する安保理の機能性を高めるために拒否権を制約する必要があるというもので、これは基本的には安保理改革における安保理の機能性向上のための拒否権制約と同様の議論となり、機能性という側面から見たメリット・デメリットを議論することになるだろう。もう一つは後述する 3 の主張に関わるものであり、保護する責任という概念自体の必要性を否定し、保護する責任に関する諸問題は安保理の拒否権等を原因とするためそれを解消すれば足るというものである。拒否権そのものの取り扱い方は同様であるが、後者の場合主張者が真に問題としたいのは保護する責任に関する実質的現状変更の必要性であるため、保護する責任の対象事態はこれまでの安保理が対象としてきた事態を外れているのか等を争点とすべきであって、非本質的な争点である拒否権を議論で取り上げる必要は無いと言える。

の調整のために国連憲章の改正を共に主張するか<sup>30</sup>、そもそも1の主張が国連憲章との不整合を引き起こしておらず法改正に関わるデメリットなど存在しないことを説明しなくてはならない。そしてそれに対する反論として前者でも後者でも、安保理という認証機関を不要とするという国際秩序の変化に伴う不当な武力行使や誤った武力行使の増加といったデメリットの存在が挙げられるであろう。とりわけ後者ではそれは、国連憲章の目的論的解釈という文脈で主張されることになると思われる。そして、その他の憲章解釈の不当性、誤りも当然後者に対する反論になる<sup>31</sup>。より具体的には1に関する後者の主張では、国連憲章2条4項は国連憲章の目的と両立し各国の領土保全や政治的独立を害さない武力行使を容認しており、対応する責任における武力行使はそれに当たると説明することが考えられる。そして憲章の議論や締結時に各国はそのような意図を2条4項について有していたのかといった憲章の主観的解釈や、そのような解釈は憲章の目的に合致するのか、あるいは不当な武力行使が生ずる可能性を高める点で憲章の目的に反するのかといった目的論的解釈、更にその根拠となるこれまでの紛争事例や国際判例が具体的議論の対象となるであろう。

更に3の主張について述べる。3の主張のみ武力行使の反対者が主張することを想定して記述したが、3はもはや武力行使が国連憲章の形式的手続きに沿っているかどうかを問題にしていない以上、主張者は先述した国際秩序の変化、武力行使の増加をデメリットとして主張する必要がある。特に安保理という正統な認証機関の許可を得ており不当な武力行使である可能性が低いと考えられる場合でも武力行使に反対する主張であることから、デメリットの深刻さをより強調できるような主張をしなければならない。当然、安保理による認証を得ておりリスクが低い点が反論となり得る。

1の主張も3の主張も強力な反論が考えられるため主張を通すことは困難ではある。それが2の主張が通りやすい背景になっている訳であるが、主張を構成する方法自体は上記に示したように存在するため、国益等から考えて妥当であれば主張を控える理由はあまりないであろう。少なくとも、デメリットの少ない2の主張に着地させるためのアンカリングに繋げる手段にはなる。

また、武力行使に関する手続きの他、先述した予防する責任と強制手段では、内政不干涉原則により安保理も含め基本的には国際社会は各国の国内管轄事項に干渉してはならないのではないかと、あるいはそのような規範を修正するべきかが議論される。特にここでは、国際人権法等によってどのような国際関心事項が設定されているか、よりその範囲が広くな

<sup>30</sup> 注釈3で述べた通り、このような主張が実際になされる可能性は相当に低いだろう。とは言え有用性が予め十分に議場に共有されている場合には、後者の憲章解釈による合法化に失敗したときなどに予備的に憲章改正をも主張することは戦術上考えられなくもないかもしれない。

<sup>31</sup> 保護する責任は国際法に関する議題であるとされることはしばしばあるが、実際に国際法解釈に関する法学的議論が生じるのはこのフェーズだけである。

るように 2 条 7 項を解釈するべきではないか、といったことが議論となり得るであろう。伝統的な 2 条 7 項の解釈の内容だけでなく、ここでも目的論的な解釈として、強制的な予防の促進によるメリットと内政不干渉により発生するリスク等によるデメリットの比較が具体的争点となると考えられる。また、ここでは各国が経済制裁等の強制手段を発動する場合も議論に含まれるが、特に安保理による強制手段を議論する場合は武力行使と同様に 39 条の解釈の問題に帰結するため、安保理による強制手段の議論は省略しても良いであろう。

どのようなときに対応する責任が発動されて武力行使が容認され、またどのような事態を対象とするのかもやはりメリット・デメリットに関する議論の範疇に含まれる。ICISS 報告書は、対応する責任における武力行使は予防する責任が完全に果たされて初めて正当化されると述べている<sup>32</sup>。また、成果文書で取り上げられた 4 つの事態やその他の事態の中に特に武力行使によるメリットが少ない事態が存在するとすれば、武力行使の範囲拡大のデメリットがより大きくなるとも考えられるため、その事態を対象とすることを否定する。とは言え先述のように安保理による判断を介在させるとそもそも武力行使の範囲拡大が抑制され得る故にある程度デメリットが緩和される。その為、武力行使の手続きに関する議論で合意が得られた場合自然にこちらの対象事態に関する議論もある程度まとまるとも考えられる。もっとも、どのような事態を対象とするかという問題は換言すれば先述の主張 2 で言う武力行使の実質的正当化根拠をどのように与え”平和に対する脅威”をどのように拡大するかに関する問題と言え、安保理の裁量を制約することにも繋がり得るため、対象事態をどのように限定するかに関する議論の意義が無くなることはない。このように武力行使の議論と対象事態の議論は一体不可分な点もあるため、どのように議論を区分し議論順番を定めるかが重要となってくる。

なお、ここでデメリットを具体的にどのようにメリットと比較するかであるが、率直に言って筆者は精緻な比較はそもそも困難であると考え。例えば死者数の総量がより少なくなるのはどちらか、より不当な被害が大きくなるのはどちらかといった軸での議論も考えられなくはないが、国際政治における判断軸としての現実性を欠くと言わざるを得ないであろう。修辭的な説得力の勝負となりかねないため、デメリットが存在するか否か（あるいは有用性の議論においてであるがメリットが存在するか否か）を議論の焦点とした方がより戦略として確実だろう。

## グルーピング

保護する責任議論においてどのようなグルーピングが生じ、それぞれどのような行動方針を取るべきかについても若干触れる。まず、保護する責任の賛成派として欧州やアフリカ

---

<sup>32</sup> ICISS 報告書 p36

の一部諸国などが存在するが、これらの諸国については議論で自身の正当性を主張し他陣営に圧されないようにすることは勿論、他国、とりわけ強く保護する責任に反対している諸国の意見の把握に努め、隠されたものも含めた合意可能領域の把握とそれを踏まえた決議案作成を先導するべきであろう。コンセンサス会議である以上、最も保護する責任に反対している諸国の意見が決定的な重要性を持つ。交渉し探るべき国と彼らの合意可能領域を見極めること、それを可能な限り賛成派に有利な形で文言に落とし込むことが重要であろう。

次に慎重派アメリカ等の大国も含まれる慎重派は、保護する責任の全体ではなくその一部（大部分でもあるかもしれないが）に懸念を有していると言える。慎重派が成すべきなのは議論の中での確に自身の懸念を示し、賛成派に伝えることである。これらが達成できれば国益を達成することはさほど難しいことではないかもしれない。むしろ、保護する責任のいずれの点に懸念を有し、その上で保護する責任の全体に反対できない理由を国際世論との兼ね合いから見出し、何を支持し何を支持しないかについて国益を精査する点こそが難しい。また、自らの利益になる形で自身の懸念が解消された暁にはどのように賛成派をサポートし反対派を妥協に導くかが重要となる諸国もいるため、そのようないくつかの種類の実動方針を設定し状況に合わせて使い分ける判断力も求められることになる。

最後に自国への介入を強く警戒する反対派は、基本的に保護する責任の全体に反対している。当然議論の場で保護する責任に関する問題についての確に賛成派に反論すべきであるが、当時の国際世論を考えれば反対するのみならず保護する責任で解決できるとされる諸問題に対しどのように対案を提出し、自身の立場を正当化するかも重要となる。そして最終的に妥協する際は、どのようにデメリットを最低限にするかを明確に計算しなければならぬだろう。とは言え反対派の中にはそもそもあまり国際世論の影響を受けない外交方針を取る国も多く、特段の設計が無く妥協する理由が存在しない場合もあるだろう。その場合は反論と自己正当化にのみ務めても国益最大化に十分適うと考えられる。

## 会議設計上の若干の注意

保護する責任を模擬国連会議として設計しようとする場合、特に注意しておかなければならない問題がある。保護する責任に関する議論は 2005 年世界サミットの一部分であるが、本来その議論や交渉は世界サミットの他の議題と一体になって行われたと考えられる。保護する責任という単独の議題として会議を設計する場合他の議題との間におけるバーター交渉が不可能となり、合意可能領域は大きく縮まる恐れがある。その場合、大使の会議戦略や戦術の幅も大きく狭まらざるを得ず、コンセプトによってはその達成が難しくなることもあるだろう。この課題を解消する一つの方法として、木村（2023）で述べられているように成果文書の不成立を世界サミットの成果文書全体の不成立と見なし、成果文書の採択を事実上強制するものがある<sup>33</sup>。それによって他の成果文書の成立可否を天秤にかけ疑似的な

---

<sup>33</sup> 木村前掲 p4

バーター交渉を行うという交渉戦術の使用が可能になる。また、そもそもバーター交渉無しでは保護する責任に合意することがあり得ないような極端な反対派の国家を国割に含まないことも一つの方法である。

## 結論

これまで述べてきたように、保護する責任において国際法解釈議論が焦点となるフェーズは限られており、より根本的な問題として重視すべきなのは対応する責任における武力行使という政策の妥当性、そのメリットとデメリットである。その上で既に述べた通り国際法解釈はデメリットに関する議論の重要な一部を担っており、ほぼ全ての場合において実際に争点となると思われることからやはり欠かすべきではない。本稿が皆さんの会議における参考となれば幸いである。

## 寄稿者募集のご案内

今後とも模擬国連の発展のため、日本模擬国連の機関あるいは事業で主催される模擬国連会議で会議監督を務める皆様には是非、会議記録の寄稿をお願いいたします。

また、日本模擬国連会員の皆様には是非、模擬国連研究所、自由寄稿、連載の寄稿をお願いいたします。寄稿資格者は以下の通りです。

1. 日本模擬国連会員
2. 日本模擬国連卒業生
3. その他、日本模擬国連代表の許可を得た者

寄稿を希望される方、その他のお問い合わせは編集を担当する日本模擬国連代表部研究担当のメールアドレスまでお願いします。

連絡先：research.dept.jmun@gmail.com

## 模擬国連活動のご案内

実際に行なわれている模擬国連の活動にご関心がありましたら、ぜひ日本模擬国連の公式ウェブサイト ([www.jmun.org](http://www.jmun.org)) をご覧ください。

模擬国連研究雑誌『模擬国連の探求』

2024年度 第2号 関西大会・九州サマーセッション編

---

発行日：2024年12月31日

発行者：日本模擬国連代表部

---